

1・文化財レスキュー事業 救援委員会事務局報告

岡田 健 被災文化財等救援委員会 事務局
東京文化財研究所 保存修復科学センター 副センター長

0. はじめに

東日本大震災の発生から、すでに1年以上の月日が過ぎた。この間、私たち東京文化財研究所（以下、東文研）は「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）」（以下、文化財レスキュー事業）を実施するために設置された「被災文化財等救援委員会」（以下、救援委員会）の事務局を引き受け、この救援活動を運営してきた。

本報告書は、この1年間の救援委員会による文化財レスキュー事業を記録するためのものである。救援委員会は、被災文化財の緊急避難と応急処置を任務として活動してきた。もしも、救援委員会活動をその救出した文化財・資料等の数量だけで記録し、表現するならば、私たちはすでに相当の成果をあげた、とすることができる（資料11～14）。しかし、報告書がそれだけを謳うならば、活動の本質や内包する多くの問題点を直視するものとはならないし、それでは今回の教訓が、次に大きな災害が発生したときの役に立つものとはならないだろう。

東文研の救援委員会事務局としての記録に対して、今回この活動に参加した救援委員会構成団体のメンバー、活動に協力してくれた各団体のメンバーによる記録は、その書きぶりにおいて、必ずしも方向性の一致したものとはなっていない。それは、特色ある専門性を持って長年にわたり活動を続けてきた各団体にとって、震災はそれぞれに異なる意味を持つものであったし、被災地とのこれまでの関係や、研究や事業等の性格が異なるため、救援委員会活動という一つの枠組みでは括りきることのできない、独自の活動パターンが当初から存在していたことによる。

救援委員会事務局の救援委員会運営のあり方に対して、意見・注文があるに違いない。同時に、私たち救援委員会が正しく自覚していなければならないことは、文化庁が実施するという形式の成立を「待って」始められたこの救援委員会活動に対して、これが実施されるはるか以前から、それぞれの被災県においては県内のネットワークを機能させて、一所懸命に独自の救援活動を実施してきた人々がいる、ということである。県外からも素早い動きを見せ、積極的にボランティア活動を行った人々がいるし、組織的な活動を行った人たちもいる。また、文化財の被害は多くの県で報告されたにもかかわらず、救援委員会が救援活動を実施したのは順に宮城・岩手・茨城・福島

4県に止まっている。もちろんその他の各県でも、文化財救出のための様々な活動が行われていた。

これら全体を俯瞰して明らかなることは、救援委員会による活動は必ずしも「文化財救出」という活動の全てではない、ということである。それでもなお、「文化庁が主催して」実施されると定義され、「国の活動」とも言われるこの救援委員会の活動は、どのように総括されるべきなのか。今回の救援委員会事務局による報告は、これらをすべて念頭に置いて執筆するものとなる。

はじめに、この1年間を振りかえるために、いくつかの事柄について整理をしておく必要がある。

① 震災の特色—地域社会の破壊と文化財救出活動

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、地震自体の大きな揺れとともに直後に沿岸部を襲った巨大津波によって、広範な地域において甚大な被害をもたらした。文化財も例外ではなく、動産・不動産、有形・無形のあらゆる領域において多大な損害を被ったが、人命救助、被災者の避難及びその後の生活支援等が優先される中、その救済は後回しにせざるを得ない状況となった。しかも、住宅地や商業地域だけでなく、場所によっては市町村役場をも破壊したため、「地域社会」としてのダメージが大きく、文化財救出活動を実施するための、県レベル、市町村レベルといった、行政が主体となるべきシステムの回復が地域ごとに様々に異なった。このことが、各地での文化財救出活動の始まり方やその後の展開にも違いを生んだ。

② 文化財救出活動の始まり

もちろん、被災地においては、県・市町村の教育委員会等文化財担当部門に所属して文化財の保護を担当する人たち、博物館・美術館で働く人たち、地域の歴史や文化を研究する人たちは、自分たちの安全が確保されると連絡を取り合い互いの安否を確認し、そしてやがて連携しながら破壊された建物へ入り、状況を把握し、体制が整ったところから文化財救出の活動を開始した。

一方、被害を受けた住宅などの建造物に崩壊の危険が迫る場合、早い速度での取り壊し作業が実施されることになり、文化財としての建造物の消失、あるいはその中に収蔵されて

きた文化財の消失が心配された。このような状況は、近年各地で頻発する地震をはじめとする自然災害の後にはたびたび発生してきたが、今回の震災はその範囲と規模において平成7年の阪神淡路大震災をすら遙かに凌ぐものとなった。

このため、被災地域の外にいた専門家たちも様々なネットワークを通じて、地域内との連絡を取りつつ、救援活動のために現地へ入るタイミングを計っていた。

③ 文化庁による救援委員会設置

文化庁文化財部美術学芸課（以下、文化庁美学課）も早くから各県教育委員会との連絡を取りつつ、前回阪神淡路大震災と同様に文化財救援のための救援委員会設置を模索した（資料1）。

会計年度も押し詰まった3月11日という震災発生の時期、その地域の広さ、被災県ごとの被災状況の違いなど、一律には把握しきれない複雑な状況のもと、4月1日には被災文化財等の緊急避難と応急処置を目的として文化財レスキュー事業が開始され、東文研に救援委員会事務局を置いた救援委員会が設置された。

東文研は、平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災に際して、当時文化庁の施設等機関であった東京国立文化財研究所に救援委員会事務局が設置されたという経緯があり、現在は独立行政法人国立文化財機構傘下の一施設となっているものの、文化庁からの依頼によって前回同様に救援委員会事務局を担当することになった。その実績があるとはいえ、すでにそれから16年の歳月が流れ、現役の職員にはほとんど当時の経験者がいないという中で、前回とはまったく異なる内容と規模の被災文化財に対して、救援委員会は前回よりはるかに広範な分野にわたる参加団体の協力を得て活動を実施してきたが、活動の実態は当初から多くの困難を抱え、試行錯誤の繰り返しの中で進められてきた。

④ 文化財の定義

文化庁次長決定による「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）実施要項」（以下、「実施要項」）（資料2）は、まずそのタイトルに「文化財等」と「等」の文字を入れ、その条文において、事業の対象を国・地方の指定等の有無を問わないとしている。そして、「当面は」と前置きし、「絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書、考古資料、歴史資料、有形民俗文化財等の動産文化財及び美術品」を「中心」とする、と規定している。このように規定することによって、指定されていない文化財も、通常「文化財」と認識されている以外のジャンルの物も、この際救出することを謳っている。実際、4月15日に開催された第1回の救援委員会全体会合において、この段階で宮城県から提出され

ていた救援要請のためのリストに捕鯨・漁労関連の資料館における剥製標本が含まれている事実を踏まえ、文化庁美学課栗原祐司課長が自然史系資料も救出の対象に含むことを明言している。

しかし、このように注意深く言葉を選んでいるにもかかわらず、ここに羅列する動産文化財の各ジャンルと美術品のみが対象になるというイメージは、なかなか払拭できないものがあった。例えば岩手県では、陸前高田市において岩手県博や大学の専門家が活動して膨大な量にのぼる自然史の標本や剥製などの資料が救出されていたが、自然史系博物館や大学関係のネットワークが県外からの支援体制を取ったものの、かならずしも「文化財」の救援活動と足並みが揃ったものとはなっていない。また、現用行政文書の救出活動についても議論があった。市町村の行政文書を日常の研究や保管管理の対象としている人たちにとっては、京都府の昭和21年までの行政文書が平成14年に国の重要文化財に指定されたこともあり、今回文化庁が設定した枠組みを有利に理解し、積極的な活動を展開したが、中には県教委が、市役所が所蔵していた現用行政文書を、かなりの期間にわたって文化財レスキュー事業の対象として認識していない場合があった。

他方、「文化庁による」「文化財レスキュー」は動産文化財を対象としているが、マスコミなどからは、建造物、史跡・名勝・天然記念物等の不動産文化財、民俗芸能などの無形文化財についても救援委員会の活動対象にしていると思われることがあった。実態としては、文化庁各部門においても対応していたのだが、情報発信の不足という点では反省すべきものがある。

もう一点、救援委員会が決定した「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会設置要項」（以下、「設置要項」）（資料3）は、「救出した文化財等の個々の文化財としての価値等については、判断しない。」と謳っている。これは、救出の現場において作業者の価値判断による取捨選択で資料の廃棄が行われないことと、救出後の処置に優劣の順序を付けないことを求めたものである。

1. 救援委員会設置

1-1 救援委員会設置までの経緯

救援委員会設置までの実際の動きについて整理しておく。

公式の文書を時系列で並べれば、すでに3月29日に宮城県教育委員会教育長から文化庁次長宛に公文書をもって「東北地方太平洋沖地震による被災文化財の救援について」の救援要請が出され、文化庁はこれを受けて救援委員会の設置を決定、翌3月30日文化庁次長による「実施要項」の決定がなされ、3月31日に同事業に関する報道発表、そして4月1日に近藤誠

一文化庁長官による「長官メッセージ」(資料4)が出された、となっている。

実際には、ここに至るまでに、すでに文化庁美学課からは被災各県教育委員会に対して、救援要請を出すよう内々の打診を行っていた。「救援要請→救援決定」という流れが手順となるが、事前にはこのような作業がなされていた。ところが県教委としてかなり早い段階からの情報収集、現場調査を実現していた宮城県がこれに応じたものの、被災状況と文化財救出についての対応は県ごとに異なり、文化財レスキュー事業は宮城県一県での開始となった。

各県への働きかけと並行して、3月下旬には文化庁美学課栗原祐司課長から東文研亀井伸雄所長へ救援委員会事務局担当に関する事前の要請がなされている。また、公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団(宮田亮平理事長。以下、文化財保護・芸術研究助成財団)に対しては、「長官メッセージ」によって呼びかける義援金・寄付金について募金の窓口となるとともに、同財団が率先して資金の提供を行って、救援活動における「緊急避難」「修理」の実施に協力するよう要請がなされた。

同財団は、これに応じ早くも3月31日にはホームページに「東日本大震災被災文化財の救援と復旧のための募金について」のメッセージを発信すると共に受入の銀行口座を公開した。

文化庁美学課及び東文研による宮城県現地への立ち入りは4月5日～7日の3日間で実現した。東文研からは石崎武志副所長(保存修復科学センター長兼任)が参加した。宮城県庁及び宮城県における現地本部の候補となった仙台市博物館を訪問した後、被災現場として石巻文化センターまで到達し、浸水し瓦礫に埋もれた1階収蔵庫と2階展示場の状況を見た。

この現地調査と並行して4月7日には文化庁美学課栗原課長が東文研へ来所し、正式に救援委員会事務局担当要請が行われた。独立行政法人国立文化財機構佐々木丞平理事長宛に対しても正式の要請文書が出された。次いで4月11日から14日の日程で再び文化庁美学課が宮城県南三陸町民俗資料館、歌津魚竜館の調査を実施している。この段階で文化庁美学課調査官は、夜行バスに乗って深夜仙台に到着し、翌朝車輛を駆って被災地まで到達するという出張を繰り返し敢行していた。

この間、東京では早期の救援委員会立ち上げ、及び4月15日の第1回全体会合開催を目指した準備作業が続いていた。4月11日には文化庁美学課、東文研、独立行政法人国立文化財機構本部が会議を開いた。さらに13日にも文化庁美学課、東文研が打合せを行った。

この打合せにおける論点は次の3つに集中した。すなわち：

- 1) 文化財レスキュー事業の対象・期間・内容
- 2) 救援委員会事務局の設置体制(文化庁美学課との連携；事務局内部作業分担；現地本部体制；現地作業派遣の方

法)

3) 資金の調達及び管理・会計処置の方法

であった。

まず、主要な作業目標を「緊急対応としての一時避難」とすることが確認された。その内容としては、

- 1) 状態の確認
- 2) 修復実施までの基本プランを作成しつつ、現状行うべき応急処置についての判断(方法、移動手段、移動先の条件等)を行う
- 3) 記録作成
- 4) 移動作業
- 5) 現地本部を窓口とした救援委員会事務局への連絡体制の構築

を確認した。そして、平成7年の阪神淡路大震災における救援活動の期間が約3カ月であったことと、梅雨から夏に向かう季節の温湿度の急激な上昇に対してできるだけそれ以前に避難措置を施したいとの理由によって、活動はまず3カ月(100日間)を目途として実施されることになった。

当然ながら、事業実施のためには経費が必要であり、文化庁の声かけによる今回の文化財レスキュー事業において、文化庁は経費の負担をするのか、という事柄が大きな論点となった。

沿岸部の広い範囲を津波が襲った今回の震災において、救援活動の対象が大量の「未指定の文化財」であることは早くに分かっていたが、そのために現在の文化財保護制度においては、未指定の文化財に対して国としての救援活動実施のための予算措置が困難であることも分かっていた。もちろん、このような緊急時にどのような対応をするかが問われていたのだが、文化庁としては震災時における救援活動経費が通常予算の中では準備できておらず、今後平成23年度の補正予算への計上を図って経費の捻出について努力をするものの、救援活動の経費は基本的には文化庁長官の呼びかけによって始められた義援金・寄付金から賄うとしていた。

このため、4月15日の第1回全体会合では、義援金・寄付金が集まるのはまだこれからという作業開始の段階において、当面救援委員会としては各構成団体に対して、レスキュー参加者の旅費については各団体の自主的な出費をお願いせざるを得ない、という判断になった。

このことは救援委員会事務局を担当する東文研にとっても同様であり、3カ月を目途として自己資金の調達を図らなければならなかった。そのため、東文研は保存修復科学センターの研究プロジェクト「文化財の防災計画に関する研究」に震災対応に関する項目を立てると共に所内経費を集中させ、約400万

円を用意した。しかしこれはあくまでも3カ月を想定した金額であった。実際には、救援委員会が設置され、東文研が救援委員会事務局となることが承認されたとはいえ、この段階では現地の情報はまだ極めて断片的なものであり、実際の文化財レスキュー事業の体制や経費の捻出方法についても初期的な案が作られているに過ぎなかった。そして、文化財の被災状況は予想を大きく上回るものであり、宮城県一県だけで3カ月という時間はあっという間に過ぎ去った。まさに文化庁による経費捻出が待望されていた。

1-2 第1回救援委員会会合開催

平成23年4月15日(金)、東文研地下会議室において、救援委員会の第1回目の会合が開催された。

(会議出席団体)

文化庁(文化財部美術学芸課・同伝統文化課・同記念物課)、独立行政法人国立文化財機構本部・同東京文化財研究所・同東京国立博物館・同奈良文化財研究所、独立行政法人国立美術館、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館・同国立民族博物館・同国立歴史民俗博物館、日本博物館協会、全国美術館会議、一般社団法人文化財保存修復学会、日本文化財科学会、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、全国大学博物館学講座協議会、歴史資料ネットワーク、公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団(順不同)

出席者紹介、全員による被災地に対する黙とうにつづき、文化庁文芸学課原祐司課長から文化財レスキュー事業についての説明がなされた。その要点は以下のとおり：

- 1) 3月29日付けをもって宮城県教育長から文化庁次長宛に「東北地方太平洋沖地震による被災文化財の救援について(依頼)」と題する公式文書が提出された。
- 2) この要請を受け、文化庁は3月30日付けで文化庁次長が実施期間を平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする「実施要項」を決定した。
- 3) 今回の救援対象は、国・地方の指定等の有無を問わず、当面、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書、考古資料、歴史資料、有形民俗文化財等の動産文化財及び美術品を中心とし、さらに実施要項には書かれていないが、自然史資料なども広範に含むこととする。
- 4) 文化庁は、独立行政法人国立文化財機構及び文化財・美術関係団体へ連携協力を呼びかけ、「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」の設置を要請した。また全国の都道府県教育委員会に対しても職員の派遣に関する協力依頼を出した。
- 5) 救援委員会事務局を東文研に設置する。また別に現地

本部を設置する。救援事業は当面宮城県において実施され、他県については救援要請が提出されれば順次展開していくことになる。各県教育委員会・県内市町村との連携のもと、文化財の所有者からの連絡・救援要請を受けて、具体的な救援活動を行うこととする。

- 6) 文化財レスキュー事業の活動経費は、4月1日に近藤誠一文化庁長官が(文化庁長官メッセージ)「東北地方太平洋沖地震被災文化財の救援と修復に協力を」として発出した呼びかけにより文化財保護・芸術研究助成財団を窓口として集められる寄付金・義援金をもって賄うこととした。

これに続き、設置期間を平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする「設置要項」が承認され、救援委員会委員長の選任が行われ、亀井伸雄東文研所長が委員長に就いた。次いで救援委員会の「実施要項」が作成され、承認された。

この後、文化庁から、4月上旬に文化庁と東文研によって実施された宮城県石巻市の石巻文化センター他の被災状況視察、及び宮城県から提出されている「文化財レスキュー候補(計17件)」が紹介された。

最後に各出席者からの質問と発言による意見交換が行われた。この中で以下の事柄が確認された：

- 1) 現地本部については、現状宮城県だけが救援要請を出しているため、まず宮城県に設置し、当面は文化庁美術課と東文研の職員が常駐の体制をとる。
- 2) 他の被災県については救援要請が遅れると考えられるので、救援活動のスタートがずれる。
- 3) 平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災に際しては、救援委員会は2月17日から4月27日までの70日間設置された。
- 4) 救援委員会が担うのは、被災文化財の緊急避難と応急処置作業であり、本格的な修理は基本的に所有者の責任と費用の負担によるものとする。
- 5) 活動経費のうち、派遣費用については、当面救援委員会構成団体で負担するものとする。
- 6) 応急処置等の費用については、基本的に義援金・寄付金を使い(文化財保護・芸術研究助成財団からの助成金の形をとって)、救援委員会が払う。
- 7) 救出した文化財に対する預り証は救援委員会が発行する。
- 8) この他、海外への情報発信、他の団体との連携、報道対応などについて、意見が出された。

1-3 委員会事務局作業分担

東文研は委員会事務局を担当するにあたり、救援委員会事務局内に会計経理班、活動支援班、情報分析班、記録班、広報班の5班を置いた。そして事務局長に石崎武志副所長（保存修復科学センター長兼任）、副事務局長に岡田健保存修復科学センター副センター長、同補佐役に森井順之保存修復科学センター研究員、事務総括に六川真五研究支援推進部長を充て、全体を統括し、作業をリードした。実際の作業内容については後に述べる。

1) 会計経理班

文化庁長官の呼びかけにより文化財保護・芸術研究助成財団を窓口として集められる義援金・寄付金は、独立行政法人国立文化財機構本部会計を経由して救援委員会事務局へ助成金という形で提供された。また、一部国立文化財機構からの出費分と、財団への寄付にせず直接救援委員会への寄付という形になる資金があり、さらに8月からは文化庁の経費が委託事業（後述）という形式を取って使えるようになったが、これらを機構本部会計において一括管理し、これと東文研の研究支援推進部が連携を取り、経費を執行するという事になった。本部側として菅原康宏財務課長（東博経理課長）と渡辺重夫東博総務部経理課室長、東文研からは高柳明研究支援推進部管理室長（7月まで）、高砂健介同室長（8月以降）がそれぞれ担当として作業を行った。

2) 活動支援班

文化財レスキュー事業においては、調達される資材の多くが、文化財保存の分野で使われるものであり、その調達にあたっては文化財保存の専門性と、多様な調達ルートとの連携とが求められる。このため、物資調達及び運送・燻蒸等の役務行為に関与する活動支援班は朽津信明保存修復科学センター修復材料研究室長を担当とした。

3) 情報分析班

今回の震災は、あらゆる種類の文化財に被害をもたらした。その救出にあたっては、これまでの文化財保存の経験をもとに行う場合もあり、またまったく新しい要素について、至急に情報を集め、解決の方法を探ることも求められた。このため、佐野千絵保存修復科学センター保存科学研究室長、木川りか同生物科学研究室長をはじめとするスタッフを中心に情報分析班を設置し、作業に当たった。

4) 記録班

広範な地域に大量の人員が投入されるようになると、毎日の作業記録の集積と管理が必要となる。これは現在進行している作業の確認を助けるだけでなく、将来において同

様の震災が発生した場合の重要な資料となるべきものである。このため、二神葉子企画情報部情報システム研究室長を中心に同部及び無形遺産研究部のスタッフにより記録班を構成し、すべての現場から毎日の「日報」を求め、記録を管理することとした。

5) 広報班

文化財レスキュー事業を実施する過程で、とくにマスコミへの対応は重要になる。また、救援委員会を構成する各団体に対して、事業の進捗状況を広報することも重要である。これらの作業を行うために広報班を設置した。早川泰弘保存修復科学センター分析科学研究室長を担当とした。

2. 活動

2-1 各県での活動

4月1日に文化財レスキュー事業が開始され、1年が経過した。この間に文化庁へ救援要請を出したのは、提出順に宮城（3月）、岩手（5月）、茨城、福島（7月）の4県に止まった。現地で数多くの人々によって実施された活動については、東京に置かれた救援委員会事務局としてその詳細を述べることは困難である。具体的な状況についての報告は、各県担当者、各救援委員会構成団体等の参加者に譲ることとして、ここでは救援委員会事務局としての認識について述べることにする。

2-1-1 宮城県

① 宮城県の体制

3月12日の朝、宮城県教育庁文化財保護課は震災後最初のミーティングを開き、県内文化財については、各市町村教育委員会はこれから当面の間、住民の避難対応等によって救出の仕事ができないであろうから、県として、各市町村に対してできる限りの援助をする、ということの確認がなされたという。仙台市は、沿岸部に津波の被害が及び、多数の死者が出るなど、他の地域と同様に混乱をしていたが、県庁の建物は堅牢で、その機能を失うことなく県民の救援活動を行った。文化庁からの事前の呼びかけに対して、極めて早い速度で対応し、第一次の救援要請リストが提出できたのも、文化財保護課職員が地域との連絡を迅速に取り、情報の収集に努めていたからであった。県教育庁は、同課小谷竜介技術主査が文化財レスキュー事業の担当となった。

② 現地本部設置

まず宮城県一県から始まるという状況で、被災地に現地本部を設置するという文化財レスキュー事業の計画に沿って、適切な場所を検討した。多賀城市所在の県立東北歴史博物館（以下、東北歴博）も、建物は大丈夫だったのだが、仙台市の県教育庁

からやや遠いということもあり、仙台市教育委員会からの提案があり、青葉城公園に位置し、地震で展示物等への被害があったものの、建物や組織にダメージが比較的少なかった仙台市博物館（以下、仙台市博）をお願いすることになった。仙台市博も受け入れの体制を整え、現地本部運営について、金森安孝副館長を責任者、菅野正道仙台市史編纂室長を担当とした。

4月7日に仙台市博物館で県教育庁・仙台市教委・県内関係団体と文化庁美学課・東文研による初めての会合が開催された。その後文化庁へ支援の意志を示した（株）内田洋行から寄贈された段ボール箱6,000箱や、文化庁美学課が高松塚古墳保存事業で使ったヘルメットなどが運び込まれた。事務局のスタッフが仙台市博へ入ったのは4月18日。翌19日、県教育庁・仙台市博物館・文化庁美学課・救援委員会事務局の各担当に国立文化財機構から参加の奈良文化財研究所（以下、奈文研）を交えた救援委員会発足後最初の会合を開いた。

同じ19日、文化庁美学課・東文研の2名が東北大学・宮城歴史資料保全ネットワーク（以下、宮城資料ネット）のメンバーと栗原市の現場を見ている。これが3度目の現地調査であり、まだ具体的な活動計画は立っていない。ほぼ並行して全国美術館会議（以下、全美）が加盟館である石巻文化センターの美術作品を救出するためのチームを編成し、文化庁美学課と連絡を取りながら、着々と準備作業を進め、4月27日から29日の3日間でレスキュー活動が実施された。この間、仙台入りした東文研・奈文研・東京国立博物館（以下、東博）の研究職と文化庁美学課調査官は、毎朝宮城県庁で待ち合わせして仙台市博、宮城県美術館（以下、宮城県美）、東北歴博等の職員とともに石巻文化センターに出かけ、本格レスキューの前段階として収蔵庫前の瓦礫撤去に専念した。さらに全美がメンバーを動員して4月30日以降宮城県美での応急処置作業を継続的に実施し、5月1日以降は全美の要請を受けた東北芸術工科大学（山形市。以下、東北芸工大）の藤原徹教授とそのチームが立体造形の応急処置のため作業に従事していたが、この間も宮城県美に近接する仙台市博現地本部はまだ人員の常駐体制ができていなかった。

救援委員会事務局が東文研研究員による現地本部常駐の体制を取るのには、ゴールデンウィークが明けた5月9日（月）からになった。当初の計画では東文研研究員が1人ずつ10日間仙台市に滞在し、終わりの3日間に次の人員を重複派遣し、当面7月までを目途に現地本部を運営しようとしていた。ところが、5月9日の週には石巻文化センターの民俗資料・考古資料の救出作業に常駐担当者も出かけざるを得ない状況があった。さらにこの頃には、気仙沼、女川など、各所でのレスキュー作業、事前調査など、人員・車輛の配置、保管場所の確保等、作業量が急激に増え始めた。このため、5月16日（月）に仙台に入った2人目の常駐担当と前任者、さらに東文研・東博

の幹部が仙台で話し合い、現地本部の常駐者を1名から2名に増やすべきことを東京の救援委員会事務局へ具申ししてきた。

これに東文研は単独で対応できない。奈文研は考古学研究者を中心にすでに現場レスキュー作業のために毎週3～4人を派遣する体制を取っている。このため、救援委員会事務局は急ぎよ国立文化財機構の国立博物館4館にもう1名の常駐について応援を要請した。調整の結果、ようやく5月29日から2名常駐の体制を作った。しかし博物館も人のやりくりに限界があり、結局7月上旬には奈文研からも現地本部担当者の派遣を仰いだ。

この現地本部常駐の人員とは別に、毎週奈文研の3～4名の他、東文研と4国立博物館が合計4～6名、さらに文化庁美学課も2名の体制で常時人員を派遣し、人間文化研究機構、日本博物館協会（以下、日博協）、宮城資料ネット等の救援委員会構成団体が参加する現場レスキュー作業をサポートした。

しかし、このような体制が固まるまでに、東文研内部での調整がきびきと進んだわけではない。どのような体制が必要とされているのか、最初はそもそもそのことが分からず、決められず、という状態があった。東文研が国立民族学博物館（以下、民博）や国立国文学研究資料館（以下、国文研）のように単独のチームでどこかの現場を担当するというのではなく、いくつもの現場において救援委員会事務局担当機関としてサポートに回らなければならないであろうことはすぐに判断できたが、限られた人数の中で、しかも文化財研究所という研究機関としてはこの震災後という状況においても本来業務としての研究活動や国内外の文化財保存に関する協力事業等を遂行していかなければならない。その本来業務との兼ね合いを見ながら誰をどこに充てるか、という調整について腐心する日々が続いた。東文研は、研究職・事務職の常勤職員を出勤させるという方針を貫いたが、39名の常勤職定員に対して、宮城以外の3県も含めて、一年間を通じ結局8割を超える職員が、人によっては十数回にわたり現地へ出勤した。

現地本部は当初仙台市博内の講習室に置かれていたが、夏の同館常設展示再開とともに各種活動への用途があり、しばらくして市民ギャラリーの一廊に場所を提供していただいた。全国各地から集まる専門家が朝には資材を持って作業現場へ出発し、夕には疲れた体を引きずるように戻ってきてその日の報告をする、という日々が続いた。インターネット環境の整備、物資の出し入れ検収、車輛の管理など、日常的な雑務や救援委員会からの要望に対して、仙台市博として最大限の便宜を図っていただいた。また救援委員会経費によって仙台市在住の補佐員1名を雇用したが、瓦礫や土砂を踏んで汚れ、異臭を放つ長靴のクリーニング、専門家たちが着用した作業着の交換等の作業を黙々とこなしてもらった。そういう支えが、私たちの活動を維持する大きな力となった。

東文研から派遣の常駐者については、原則月曜日に仙台入りし、次週の水曜日までの10日間の滞在とし、帰京翌日の木曜日午後から救援委員会事務局ミーティングを定例化し、毎回の報告を行い、成果と問題点を関係者共通の認識としていった。また、東博からの作業参加者も随時ミーティングに参加し、報告を行った。

③ 石巻文化センターでの文化財レスキュー事業

石巻文化センターは、石巻市南浜町の海岸からわずかに200mの場所に立つ総合文化施設で、最大430人収容の大ホールの他、研修室、展示場を備え、考古・民俗関係の郷土歴史資料、東京美術学校（現東京藝術大学）を卒業した地元出身の彫刻家高橋英吉コレクションに加え、購入・寄贈によって増えた美術作品、地元の故毛利総七郎氏が収集した考古資料・古文書・武器・古鏡・燈火具・アイヌ資料・装身具などの毛利コレクションなど、収蔵品の数は10数万点と言われる。津波は周辺の住宅を全て押し流したが、同センターの堅牢な建物は残り、2階展示場の被害も天井の照明器具の落下や展示品の若干の移動で止まったものの、1階部分では収蔵庫へ甚大な被害をもたらした。

文化庁美学課・東文研の現地到達とほぼ同時の4月7日、全美が加盟館である同センターとの連絡に成功し、直ちに独自のレスキューチーム派遣について検討を開始し、救援委員会設置を待ってその枠組みで行動することになった。実際的全美によるレスキュー作業は4月27日から29日までの3日間で実施された。

その前段階として、宮城県教育庁、東北歴博、宮城県美、仙台市博、東文研、奈文研、文化庁美学課の職員が20日から22日まで同センターに通い、現地で石巻市教育委員会（以下、石巻市教委）と合流し、収蔵庫前に押し寄せた瓦礫の撤去にあたった。同センター内部に流れ込んだ物の中には、近隣の製紙工場に保管されていた大量の紙原料パルプがあり、大きな塊とともに、津波によって粉々に砕けた紙屑があらゆる隙間に入り込み、極めて厄介な状態を生んでいた。また、山側の作品等搬入口の横にはかつてシャッター式の扉が敷設されていたが、これを巻き上げたまま別途壁を作って塞いでいた部分が崩壊貫通した。このシャッターを下ろすことは可能であったが、一度下ろすと再び上がらなくなる可能性があり、資料の撤去作業がある程度進むまで取り取えず大きなパネルで塞ぎ、紐で縛るといった応急処置を施したため、かなり長期にわたり、石巻文化センターにおける文化財レスキューの状況については防犯上の観点から、マスコミへの詳細な情報公開を抑える結果となった。

全美による活動については別に詳細なレポートがある。責任者は全美事務局の村上博哉国立西洋美術館学芸部長、レスキュー作業のリーダーは兵庫県立美術館保存修復グループの田

中千秋氏であった。4月29日午後、220件を数える美術作品が仙台市の宮城県美へ搬入された。ここで、私たちは大きな問題に直面した。

被災後すでに1カ月半という時間が経過した美術作品には、すでに相当量のカビが発生していた。パルプをはじめとする様々な汚物もほとんど除去されていなかった。キャンパスの上に描かれた油画作品は、布の収縮によって油画の部分だけ剥落する可能性が心配された。現場での応急処置は、あくまでも宮城県美へ運ぶまでの養生でしかなかったため、当然ここで燻蒸と次の補強処置について考えなければならなかった。

もちろん、宮城県美にもこのように汚れて不安定な美術作品を収納する収蔵庫は存在しない。しかし幸いにも同美術館には館内スペースと一応隔離した倉庫があり、作品は取り取えずそこへ置くことになった。同日夕方、同美術館学芸課の一廊でミーティングが開かれ、燻蒸の問題が討論された。問題点は2つあった。

- 1) 倉庫は（通気性のある）コンクリートブロック製の壁が学芸課の居室を隔てているだけであり、この場所での燻蒸作業は仮に職員が出動しないゴールデンウィークの休み期間を使っても時間的に無理。連休が明ければ、その時間は取れない。
- 2) さらに、この上の処置作業をどうするのか。人員の派遣費用も、具体的な専門家のスタンバイも、救援委員会としての準備は一つなされていなかった。

この、救援委員会としての答えに窮する場面で、全美の決断が示された。

- 1) 今回は燻蒸作業を行わず、全美が引き続き経費を負担して美術館学芸員と修復専門家を宮城県美へ派遣し、絵画作品についての応急処置を続け、できる限りのクリーニングを行う。
- 2) 木彫・金属の彫刻作品については、東北芸工大の藤原徹教授の支援を仰ぎ、宮城県美での応急処置を行う。

これに対して、宮城県美の有川幾夫副館長も即座に作業場所（同館ガレージ）の提供に応じた。全美による処置作業はその後1ヶ月間続けられた。立体造形については、段階的に東北芸工大文化財保存修復センターへ移送され、処置作業が続けられるとともに、一時的に保管してもらうこととなった。一方絵画作品については、当初は市民ギャラリーとその通路を保管場所としていたが、夏の前に同ギャラリーの活動が再開されることになり、やはり燻蒸処置をしていないため宮城県美での保管が困難であるとの判断から（仮置き場の倉庫は環境的にはあま

り良くないため)、さらに国立西洋美術館へ移送され、そこからまた一部が東京藝術大学保存修復油画研究室へ移送され、約2年間の予定で同研究室がボランティアによる修復を開始した。さらに別の一部は神奈川県立近代美術館葉山分館へ移送され、同館によって修復の段階へ入った。東北芸工大に預けられた立体造形も処置作業が終わり、最終的に燻蒸を施し、その状態で平成24年度内に宮城県美に戻るになっている。

石巻文化センターの収蔵品は、美術作品だけをとりもつてこれだけの経緯をもって各所での処置作業と保管管理の状態へたどり着いたが、その他の考古資料、民俗資料等についても様々な経緯と機縁によって、各地に分散管理されている。しかし、県内での保管場所には限界があり、同センターの2階展示室がほぼ無傷で残ったため、一部の資料については再び同センターに戻り、管理されている。この地域全体が壊滅したため、電気水道のインフラの復興はまだで、温湿度管理ができない状態である。この状況に対しては、レスキュー作業実施直後から東文研保存修復科学センターが環境調査を開始した。また救援委員会の活動とは別の枠組みにおいて、筑波大学松井敏也准教授も東北歴博とのこれまでの連携関係をもとに環境改善の取り組みを行っている。

④ その他の現場での活動と協力団体

石巻市では、文化センターでのレスキュー活動が継続的に実施されると並行して、牡鹿地区のホエールランド、民俗資料倉庫などのレスキューが開始された。これらの作業には、救援委員会構成団体から派遣の専門家の他、宮城県内の東北学院大学、東北大学などから教員、学生の参加があった。また、自らが被災して一般公開を休止した石巻市の慶長使節船ミュージアム＝サン・ファン館や東北学院大学、さらには仙台市教育委員会等によって資料の洗浄と一時保管場所の提供がなされた。また、東北歴博からも、JR国府多賀城駅を挟んで反対側にある旧東北歴史資料館の建物であった浮島収蔵庫が提供された。

さらに県外からの応援も相次いだ。先述の東北芸工大をはじめとして、京都造形芸術大学、山形文化遺産防災ネットワークも人的な派遣を行った。山形県教育委員会（埋蔵文化財センター）と奈良県立橿原考古学研究所等は発掘調査等で使用する収納用のテンパコを大量に調達し、宮城県へ発送した。東松島市で被災した木造毘沙門天像の救出に際しては、財団法人美術院国宝修理所（京都）が藤本青一所長自ら職員を率い、救援委員会の要請に応じて完全なボランティアとして参加して、東北歴博において応急処置作業を実施した。(株)ヤマト・ロジスティクスは、美術品専用車を含む運送用車輛の使用に関して、7月まで無償で供与した。凸版印刷（株）は被災文化財の保管におけるデータベース構築について技術と作業・保管スペースの提供を申し出、石巻文化センター所蔵の民俗資料について、仙台

市泉区の工場内に一室を用意し、デジタルデータベース作成作業を行った。

一方、このように外部からの支援が活発になり、それに応じて作業を実施するためには、外部から来る人たちと現場との日程調整が重要なポイントとなった。すなわち、各市町村の教育委員会等文化財担当者に現場作業に立ち会ってもらう必要があるが、そもそも自身も被災しているという状況で、例えば石巻市教育委員会は当初から3人体制で救援委員会によるレスキュー活動に対応したが、同日に数カ所で作業を行う場合や、遺跡地に仮設住宅を建設する場合の立ち会いの仕事などもあり、休む間もない日々が続き、実際の負担は相当なものであったと推察される。このため、当初救援委員会としてはこのような大震災の後のレスキュー活動であるから週末の休みも返上して、という意気込みがあったのだが、現地の方々の休息というのを考え、土日は作業を止めることになった。

また、阪神淡路大震災の頃のレスキュー活動との違いの一つとして、携帯電話の普及ということが挙げられる。今回、救援活動に関わる人員だけでも相当数の者たちが地元担当の携帯に連絡を入れることとなった。この点、過去の救援活動に比べて格段に作業効率が高まったことは確かである。しかし、後になって気付いたことであるが、その連絡はこちらからの一方的なものではなく、応答の電話を返す場合もあり、個人の携帯を使っただけの通信経費が個人負担になることについての配慮がまったくなされていなかった。レスキュー活動対象地の教育委員会等への通信手段の提供ということも、考慮する必要があった。

⑤ レスキュー活動実施のための事前準備

初回の石巻文化センター美術作品救出における救援委員会事務局としての反省を踏まえ、その後仙台市博覧地本部を拠点とした活動を進めながら、また特に東博からの積極的な提言が行われるようになり、レスキュー実施の前に準備すべき事柄が整理された。

まず、1カ所のレスキュー活動を実施するにあたっての作業段階を4つに分けた。

- 1) 事前準備
- 2) 救出活動
- 3) 応急処置
- 4) 安定収蔵

最後の「安定収蔵」とは、次のような意味である。すなわち、救出し、応急処置を施したのもも当分の間は所有者に戻ることではなく、それまでの間しかるべき場所に保管管理されていなければならないが、汚染されているものはそのままでは引き受けてもらえないし、せつかくクリーニングしたのもも、温湿度の

管理がなされていない場所に置いたのではまたカビが発育しかねない。このため、汚染を除去し、温湿度の管理ができていない場所に、一定期間預かってもらう場所を確保して置くことを考えなければならない。しかしそれは思ったほどに容易なことではない。文化財が所有者の手に戻るまでに4、5年はかかると想定される中で、そのように長期に使える場所を確保できるか。文化財レスキュー事業はあくまで「緊急避難」を目的としたものであり、救援委員会は期限付きで設置されているものであるが、救援委員会が解散した後までの保管場所を確保しない限りは、安全に避難させたとは言えない。したがって、これらについての目的が立った状態を「安定収蔵」と考えるのである。

そして、1カ所の文化財を救出するにあたって、この4段階をどこまで確保できるのか。様々な条件があるため、どれも同じようには進められるわけではない。事前準備こそが重要な鍵を握る。すなわち：

- 1) 所有者及び当該市町村教委の担当者との連絡。
- 2) 被災状況の確認：内容、総量、汚染状態の確認。
- 3) 運送手段の確保：車輛、運搬用の各種資材の準備。
- 4) 汚染状態への対応：搬出時現場での応急処置、その後保管場所へ入れる前段階における本格的なクリーニング・燻蒸等、専門家や業者の出動を必要とする作業の内容を確認。方法・使用材料の妥当性についての確認。応急処置をする場所の確保。
- 5) 人員の確保：搬出内容に応じた専門的人員の確保。救援委員会構成団体への派遣依頼。特殊な専門についての外部機関や専門家の派遣に関する検討。
- 6) 保管場所の確保：保管場所の環境に関する確認。必要資材の購入と設置。

これらの内容を、現地本部が県の担当者、及び当該市町村の担当者、関係専門分野の県内大学の専門家等と連絡を取り合い、随時救援委員会事務局と連携しながら、決めて行った。

⑥ 交通手段及び宿泊場所の確保

交通手段及び宿泊場所の確保も活動実施における重要な作業である。

宮城県への往復は、当初新幹線が破壊されたため、救援委員会設置直後は東京発の夜行バスを利用して早朝に仙台へ到着するか、夕方東京を新幹線で出発し、福島からは在来線に乗り継いで仙台に到達するなどしていた。4月25日には福島—仙台間の新幹線が開通し、距離感は一挙に縮まった。

宮城県内での活動は、北部沿岸部の気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、東松島市での展開が中心となったが、沿岸部の在来線が完全に破壊されたため、石巻文化センターへは当初は

県教育庁・宮城県美の車輛、多賀城から合流して東北歴博などの車輛に分乗して出かけた。初期には現場ではまだ多くの自衛隊が活動しており、各県から派遣された警察官が慣れない手信号で誘導する中を被災地へ入った。東北自動車道は各所に傷みはあったものの開通しており、毎回この道を通って県北部まで出かけたが、地域の復旧作業が本格化するにつれ、道路は混雑が激しくなり、5月中旬からしばらくの間は、早朝に県庁で集合、あるいは仙台市博を出発して石巻までの片道に3時間を要するという厳しい行程となった。

車輛に関しては、奈文研が4トントラックとワンボックスカーを、東文研が乗用車を現地本部に貸与し、両研究所職員が運転して作業に活用した。また、民博チームが仙台空港駐車場に常置する形でレンタカーを使用したほか、宮城資料ネットに対しては救援委員会から10月までの間ワンボックスカーをレンタルして貸与した。これらの車輛のガソリン補給に関しては、救援委員会（機構本部会計）が仙台市博近傍のガソリンスタンドと契約し、給油と支払いを行った。その給油カードは仙台市博が管理し、随時使用者に使用させた。

現場への往復が遠距離になったのは被災各地では宿泊施設の確保が難しいことも原因の一つであった。宮城県内に人員派遣を行う場合は、現地本部に作業の負担をかけることなく東京の救援委員会事務局から旅行会社へ一括して予約を依頼した。4月下旬には仙台市内のホテルも建物に被害があったため完全には復旧しておらず、満室状態が相次ぎ、時にはエレベーターが停止したホテルに泊まる場合もあった。宿泊者の大半が作業着を着た各種企業等の救援活動者という状況で、毎回作業日程が決まると急きょ部屋の手配を行うということを繰り返した。石巻文化センターに出勤した全美チームは被災が比較的軽微だった松島のホテルを確保してそこから通った。

なお、現地本部を設置せず、沿岸部が作業場所となった岩手県では、一関など新幹線停車駅の付近に宿を取り、ほとんどについてレンタカーを使用することになった。この場合には車を返却する際の給油地が一定しないので、立替払いによって支払いを行うことにした。

⑦ 現地本部常駐体制解除

当初17件がリストアップされていた宮城県でのレスキュー対象は、その後の展開に応じて次第に増え、7月には30件を超えていた。この頃には岩手県が救援対象に加わり、茨城、福島も間もなく手を挙げるという時期であったため、以後は他の3県への対応を考慮する必要もあり、救援委員会事務局としては梅雨から台風の季節に向かう前に宮城県での活動に一定の目的を立てたいと考えていた。

このため、とりわけ7月上旬には集中的に人員の派遣を行い、日によっては宮城県内だけで4カ所、合計50人を超える

作業が実施されたこともあった。救援委員会事務局としての東文研においても、現地本部常駐者が二巡目に入り、この他にも常時2～3名の現地作業員を出したので、毎週のミーティングでも「7月まで頑張ろう」と声を掛け合い、懸命の努力をした。この7月前半の頑張りによって、リストのほぼ8割について、応急処置を終了または実施中という段階にたどり着いた状態となった。宮城県では次に述べる県内の保全連絡会議が構築されようとしていて、「文化庁の救援委員会」から「宮城県の保全連絡会議」へ作業の主体を移行するための準備も進んだので、当初の予定通り、7月末日を以て仙台市博における常駐体制を解除するに至った。

ただし、引き続き行われる宮城県内での作業のため、資材の一部は引き続き仙台市博が保管し、また奈文研の車輛2台についても仙台市博駐車場に置くことになった。

⑧ 宮城県被災文化財等保全連絡会議の設立と活動

今回の震災は、文化財だけに被害を与えたのではなく、それを収蔵している施設や家屋を破壊し、さらにその周辺の地域を壊滅させた。このため、緊急に救助し一時保管場所へ移送した文化財が、それ自体は安定的な状態に戻ったとしても、所有者の手に戻るのがいつになるのか、という点に関しては、かなりの長期化が予想される。しかし、平成23年4月1日に開始された文化財レスキュー事業は、その実施要項に平成24年3月31日までを実施期間とする、と定めている。このため、救援委員会による文化財レスキュー事業終了後も継続的に避難した文化財を保管し、やがて所有者へ返還していくためのシステムを作る必要があった。

宮城県での活動は、最初からリスト化されたものとしてスタートしたので、作業の全体像が把握できる条件があったが、救援委員会としては7月末を目途に仙台市博現地本部の常駐体制を解除して、残された案件を現地本部方式に依らずに実施していくシステムに移行していく必要があると考えたため、6月後半頃から、県教育庁小谷竜介氏との間で、「救援委員会以後」の県内体制についての話し合いを始めていた。

この話し合いの中で考えられたのが、県内の被災市町村、被災博物館・美術館・資料館、救援体制を作ることができる東北歴博をはじめとする各博物館・美術館・資料館・大学等が相互に連携し、レスキュー活動、保管場所の確保等を実施していくことを目的とした、「宮城県被災文化財等保全連絡会議」の設置であった。県教育庁を中心とした関係団体による周到な連絡と調整の結果、10月5日に準備会議が開催され、連絡会議の設置要項、同事務局（東北歴博）等が決定し、以後12月7日に第1回の全体会議が開催された。

連絡会議はほぼ隔週で幹事会が開かれ、リストに残された案件の作業実施に関する計画立案や一時避難場所の調整、平成

24年度に文化庁予算で実施が予定されるミュージアム活性化事業、被災ミュージアム再興事業の活用方法など、広範な内容について話し合いと決定を行って、「救援委員会以後」からさらに進んで「宮城県独自」の体制を確立しつつある。救援委員会事務局からは、東文研の綿田稔企画情報部広領域研究室長、飯島満無形文化遺産部音声・映像記録研究室長を同県の担当とし、交替で毎回の会合に参加して、意志の疎通を図りつつ残された作業を推進している。

このような県内における連携体制の構築は一つのモデルとして他の3県にも推奨できるものであるが、宮城県のように最初から文化庁による文化財レスキュー事業を構えた県と、県内でのネットワークが機能して初期段階の救出作業をこなした他の3県とは状況に違いがあった。しかし他県においても、ようやく宮城スタイルの連絡会議構築への動きが進みつつある。

2-1-2 岩手県

救援委員会事務局が宮城県一県での活動対応に追われていた頃、岩手県からは岩手県立博物館（以下、岩手県博）を中心に県内各地の文化財救出活動を行っている、という情報が伝わってきていた。この間、実際には文化庁美学課が何度か救援要請を出すよう連絡を取ったが、岩手県教委は「岩手県は独自にやっているから救援委員会による救助活動は必要ない」という姿勢を崩さなかった。

その頃、朝のテレビニュースで、岩手県博職員による活動が紹介されたりした。中でもすでに被災館から救出された自然史系の標本類について、岩手県博から全国各地の自然史系博物館へ宅配便で資料が送付され、それぞれの館で洗浄と保管の作業が進んでいる、というニュースは、私たちにとってやはり衝撃的なものであった。

① 岩手県における救援委員会文化財レスキュー事業の始まり

5月中旬頃には、岩手県博の複数の学芸員から、それぞれ似通った内容で物資の支援を求める連絡が、東文研、東博の別々の研究員へ届くようになった。現場はどうも逼迫しているらしいが、情報の発信が明らかに統一されていなかった。これが岩手県教委から統一した形での文化庁美学課への連絡となったのが、ようやく5月18日のことである。

すなわち、平成23年5月16日付で岩手県教委教育長から文化庁美学課長宛で「文化財レスキューに係る物資の提供について（依頼）」とする文書が出された。それによると岩手県では被災した文化財については、岩手県博を初めとして、県内市町村教育委員会等が連携し、文化財レスキューの取り組みを行っている。とくに岩手県博では陸前高田市立図書館及び陸前高田市立博物館所蔵の収蔵品について洗浄・保存処置を行って

いる。ついてはその作業にあたって物資の提供について「岩手県博から依頼があった」ので、それについて格段の配慮を願いたい、ということであった。

この文書は、文化庁の文化財レスキュー事業を岩手県で実施することに対する大きな枠組みでの依頼になっておらず、文化庁美学課としては当然、物資の要請という個別的な内容の前に、県教委としてのしかるべき救援要請の文書を提出するよう求めた。その結果、5月2日付でようやく県教委教育長から文化庁次長宛として正式の要請文書が出されてきた。県教委においては被災した文化財等について、緊急に博物館等へ一時保管し、保存処置する等の保存措置を講じたいので、その事業実施に当たり文化庁及び所管施設等の支援・指導を賜りたい、とするものであった。

救援委員会の活動そのものは、連絡を受けて直ちに実施された。すなわち、救援委員会事務局へ5月16日付文書（18日に文化庁美学課へ到着）が付属の「岩手県立博物館文化財レスキューに係る物資提供依頼内容」とともに回送されてきたのは19日になってからである。その依頼内容には14種類の物品が示されていた。救援委員会事務局は国立文化財機構の各施設に対して緊急の連絡を出し、現在手持ちの資材があり提供が可能な場合は翌20日金曜日の昼までに救援委員会事務局へ連絡をしてもらいたいと呼びかけた。その結果、翌日午前中には各博物館、文化財研究所からそれに応じる旨の連絡が届いたので、これを集計し、すぐに各施設に対して岩手県博への発送を依頼した。これが、救援委員会として公式に岩手県に対して実施したレスキュー活動の最初である。

ここに、救援委員会はようやく岩手県教委と直接連絡を取って活動を開始することになった。担当は岩手県教委事務局生涯学習文化課の鎌田勉主任主査である。

② 陸前高田市における被災文化財レスキュー活動の開始

岩手県で救援委員会が実施した活動は、性格上、次の3つに分けることができる：

- 1) 救援委員会として事前調査から始まり緊急避難、応急処置という一連の作業で実施するもの。
- 2) すでに岩手県博やその県内大学関係、県外の機関や大学、ボランティアで参加した個人などによって搬出されていたものに対して洗浄・安定化処置を行うもの。
- 3) 救援委員会の活動が始められる以前から陸前高田市へ入り活動してきた団体等が実施する洗浄等の処置作業について、救援委員会が物資購入・移送等の経費を負担して支援するもの。

救援委員会の活動が始められた5月下旬から7月までの初

期段階で、岩手県教委は県内被災文化財のうち国の指定品以外の物について、救援要請のための具体的なリストを作成していなかった。7月初旬において県教委に訊ねても、県内文化財の被災の主なもの陸前高田市立博物館（以下、陸前高田市博）と同海と貝のミュージアムである、と説明されていた。実際には4月中旬以降、陸前高田市をはじめ大槌町、山田町、釜石市において岩手県博、岩手大学、盛岡大学、岩手県埋蔵文化財センター、岩手歴史民俗ネットワーク、遠野市博物館等が救出した文化財が県内の施設に保管され、応急処置が施されていた。県教委の説明は、要するに救援委員会への要請を出す対象としては陸前高田市である、という意味であった。

陸前高田市博は、昭和34年に公立博物館では東北第1号の登録博物館として開館し、自然系・人文系合わせた資料を収蔵する総合博物館であった。震災によって職員6名全員が死亡または行方不明となった。同じく市立の海と貝のミュージアムは三陸地方唯一の水族館であり、優れた貝類標本を収蔵する博物館相当施設であったが、臨時職員1名が死亡した。陸前高田市博と並んで立つ市立図書館は、職員6名全員が死亡し、書庫、重要書庫の図書を除き、ほとんどが流失した。この他、近傍の埋蔵文化財整理室も被災した。

陸前高田市は市職員の3分の1を失うという状況であったが、3月末には関係者が集まり、救出作業の準備が始められている。4月下旬には、本多文人陸前高田市博元館長を総括とし、遭難を免れた海と貝のミュージアムの熊谷賢学芸員がリーダーとなり、嘱託職員5名の他、陸前高田市博・海と貝のミュージアムの元職員4名を緊急雇用対策で臨時職員に任用する体制を作り、現地での救出作業に当たった。作業には岩手県博をはじめとする県内関係機関が参加した。救出した資料類は、一部が岩手県博へ移送された他は、大部分が矢作町の山間部にある旧陸前高田市立生田小学校へ移送された。また、旧矢作小学校へも陸前高田市役所の行政文書等が移送されている。この搬出から移動については、4月末から5月上旬にかけて、当時被災地対応で入っていた自衛隊が絶大な力を発揮した。災害時の人命救助・遺体捜索を任務とする自衛隊に対して、陸前高田市として文化財の救出保全への支援を正式の文書をもって要請したとのことである。また、特に自然史系の博物館・大学関係の研究者がそのネットワークによって現地に入り、救援活動に参加している。

一方、公式の救援委員会の活動とは別に、すでに早い時期から埋蔵文化財関係においては奈文研埋蔵文化財センター、民俗資料関係においては民博チームの活動が開始されていた。また、陸前高田市以外でも釜石市役所の現用行政文書について国文研（青木陸准教授）のチームが活動を開始していた。岩手県の沿岸部の津波被害の甚大さは伝えられており、文化財についての被害があることは容易に想像できたが、県教委による全県を把

握した情報が入らない中で、救援委員会としての活動はどうしても陸前高田市に集中する格好となった。

③ 陸前高田市博所蔵美術作品の救出と応急処置

岩手県教委からの救援要請が出されていない段階の5月12日、朝賀浩文化庁美学課文化財管理指導官が文化財部記念物課の現地立ち入りに同行する形で陸前高田市に到達、陸前高田市博の2階に取り残されていた美術作品の存在を確認した。この美術作品は、陸前高田市が将来美術館を設立する構想を持って収蔵を進めていたもので、4月下旬以来のレスキュー活動においては、大量の美術作品(後の搬出時に156件336点を確認)を保管するための場所の確保が困難であるとの理由から、これだけが残された、と言われている。

同じ頃、全美は、石巻文化センターに続いて陸前高田市博の美術作品救出に出る方向で検討を始めた。しかし、陸前高田市博は全美加盟館ではないため、石巻文化センターと同様に相当な金額になると思われる必要経費を全美が持ち出すには理由付けが必要ということで、加盟館である岩手県立美術館(以下、岩手県美)が今後のレスキュー活動に全面的に参加することを前提として、県教委、文化庁美学課、救援委員会事務局による調整が行われた。すなわち、ここからようやく救援委員会による物資調達以外の活動が岩手県で開始されたのである。

この活動実施にあたって、全美は浜田拓志和歌山県立近代美術館副館長を責任者とし、油画を中心とした作品の応急処置については伊藤由美神奈川県立近代美術館専門研究員がリーダーとなった。救援委員会としては全県の状況が把握できない岩手県においては現地本部を設置せず、山梨絵美子東文研企画情報部近現代視覚芸術研究室長を専任担当者とし、実質の盛岡体制を構築した。以後準備を進め、6月中旬から9月30日までの3カ月半に及ぶ、長くそして暑い日々の作業が実施された。その詳細は、浜田拓志・山梨絵美子両氏の報告に述べられている。

ここでは特に、盛岡市内の県庁に至近の旧県立衛生研究所における応急処置作業が開始されて以降、作業に関する幾つかの技術的問題に直面したこと、県内から散発的に上げられてきた絵画作品の救出活動について述べておく。

1) 「海水で濡れた資料を殺菌燻蒸することによる発がん性物質発生リスクについて」の注意喚起と作業の停滞

石巻文化センター所蔵美術作品では実現しなかった燻蒸作業は、陸前高田ではすでにカビの状態が劣悪なものとなっていたため今回必須とされ、救援委員会としても経費的に可能な状態であったので燻蒸処理を実施することになった。この問題が取り上げられるきっかけは、現在燻蒸専門業者の地域的なシェアの関係で東日本・西日本では文化財の燻蒸に用いられる薬剤について種類が

異なるという状況があり、陸前高田市博所蔵美術作品に対する燻蒸作業について提示された薬剤に対して、兵庫県立美術館の田中千秋氏から意見が出されたことによる。木川りか東文研保存修復科学センター生物科学研究室長をはじめとするメンバーが慎重に燻蒸作業の工程を検証したところ、どの薬剤であれ、津波被害による塩分を含んでいるもの、乾燥が十分でないものについて、その効果と燻蒸によって生成される物質についての確認を行うべきとの結論が出され、急きょ実験による確認作業をすることになった。

これは、全美が立てた応急処置計画に少なからぬ影響を与えた。そもそも、7月12日から14日に実施された搬出作業の日程は、引き続き実施すべき燻蒸作業の日程を想定して組んだものであったが、7月11日に入札によって業者が決定していたにもかかわらず、そこで業者に待ったをかけ、確認作業を実施した。そして、7月22日付で救援委員会事務局から「海水で濡れた資料を殺菌燻蒸することによる発がん性物質発生リスクについて」(資料17)という文書を救援委員会構成団体及び被災各県教育委員会へ送付し、取り敢えずの注意喚起を行った。

落札業者としてはこれまで使っていた1種類の薬剤しか選択の余地はない、というのが実情であった。8月8日になってようやく2種類の薬剤に関する実験結果が出て、どちらの薬剤にも長短はあるが、資料の乾燥及び取り扱いに関する作業条件の確立を前提に8月最初の週からの燻蒸開始を模索した。しかし、その週は8月1日から4日の日程で盛岡さんさ祭りが開催されるため作業者の宿泊施設確保ができず、結局8月9日から16日の燻蒸実施となった。

2) 宮古市 M 家所蔵絵画作品救出ほか

陸前高田市博から救出した美術作品については、8月21日から9月30日までの日程で盛岡市内旧県立衛生研究所(当時は名前を伏せて盛岡ラボと呼んだ)での応急処置と岩手県美への移送作業を実施した。最終的に救援委員会・県教委の仮預かりという状態を脱して同美術館への寄託となり、救援委員会の任務を完了した。

この間に、岩手県内では散発的に絵画作品が被災しているとの情報が入り、これに対しても、救援委員会と県教委の連携のもと、関係各団体の協力を得ながら燻蒸・応急処置・一時保管の場所を確保しつつ、処置作業を進めた。

・宮古市文化会館、市役所所蔵絵画作品

8月31日レスキュー実施。岩手県博で燻蒸処置後、9月17日から盛岡ラボで処置作業実施。11月7日宮古市へ返却。

・宮古市M家所蔵絵画作品

9月28日全美・独立行政法人国立美術館・岩手県博合同チームによりレスキュー実施。岩手県博へ搬入。日本画作品のため全美の手を離れ、翌29日文化財保存修復学会派遣の国宝修理装演師連盟技師による状態調査。岩手県博で燻蒸を施した後、国宝修理装演師連盟に依頼して処置作業を実施。

・陸前高田市立広田中学校所蔵絵画作品

9月10日作品状態調査を実施し、その後の方針を立てた。11月15日旧生出小学校での燻蒸作業を終了したので岩手県美へ引き取り。11月から、全美の活動の一環として三重県立美術館が引き受けて修復作業を実施している。

・県立高田高等学校（陸前高田市）所蔵絵画作品

12月になって同校からの県教委に対して救援要請が出たのを承け、岩手県博での燻蒸を経て、2月18日東博へ移送し、同館による処置作業を実施している。

④ 旧生出小学校における応急処置作業の実施

陸前高田市が旧生出小学校において実施した処置作業の概要についてはすでに述べた。

6月15日、日高真吾民博准教授が旧生出小学校へ入り、状況把握、熊谷賢学芸員らとの協議を行っている。生出小学校は3月末をもって廃校となる予定のところに震災が起きたため、電気・水道のライフラインが生きたまま、当初は被災者の避難場所として確保されたが、山間部にあったため不便ということでその後文化財資料類の保管場所へ変更となった。この場所で5月以来地元の方々と県外からの支援団体等の人材による処置作業が続けられていたが、日高氏による熊谷氏、県教委鎌田勉氏、岩手県博赤沼英男上席専門学芸員との間での調整によって、それまで独自路線で来た陸前高田市に対して、救援委員会が連携しながら活動を進めていく、という道筋ができた。またこの時、特に水損図書資料については、奈文研が中心になって進めようとしている真空凍結乾燥法による乾燥処置作業のラインに乗せるため、救援委員会事務局及び奈文研への連絡が取られ、仙台市近郊の冷凍倉庫への移動についても検討された。さらに民博が得意とする民俗資料の応急処置作業についても、その後秋まで続けられる民博と日博協派遣の人員とによる活動の計画が話し合われた。

救援委員会事務局が公式に旧生出小学校の状況視察に出たのは、ようやく7月1日になってからである。神庭信幸東博保存修復課長、岡田健救援委員会副事務局長の2名が県教委鎌田勉氏とともに陸前高田市へ入った。神庭氏はすでに5月25

日に岩手県博を訪れ、県博が進めている処置作業の状況を視察している。赤沼氏との長年の交流もあり、7月訪問時にはすでに救援委員会の岩手県担当となることが決まっていた。

考古資料・民俗資料・自然史資料・図書資料等多岐にわたる内容の文化財資料について、これまで現地に入っていた救援委員会以外の団体の活動も考慮に入れながら、神庭氏を中心に救援委員会活動の具体的な内容が決定された：

- 1) 水損紙資料を冷凍庫（ニチレイロジステック東北・盛岡物流センター）へ一時移設する。
- 2) 洗浄・燻蒸を終えた資料の収納場所を確保するため、対象となる教室について業者による滅菌清掃を実施する。
- 3) 洗浄を終えて乾燥中の漆器、衣装、皮革品、掛け軸、大工道具、人形、資材をテント燻蒸する。滅菌清掃及び今回の燻蒸に要する経費は約100万円で、救援委員会が実施。
- 4) 高田歌舞伎衣装及び皮革品（約50点）の整理収納は、岡田宣世女子美術大学教授および研究室スタッフによる柔軟化と折りたたみを実施。
- 5) 大工道具・漁労具など金属資料はテンバコに詰めたまま脱酸素剤と共に袋状のエスカルフィルムに封入する。
- 6) 拓本掛け軸については表装を取り外すかどうかを赤沼・熊谷両氏で協議した上で、その結果に基づいた処置を東博・NPO文化財保存機構（JCP）で行う。（これはその後、奥州市埋蔵文化財センターで東博・JCP連合による作業を実施した。）
- 7) その他、洗浄後の貝類を収納するプラスチックケースなどを救援委員会が調達。

清掃が実施された教室には、救援委員会が購入調達した一時保管用のスチール製棚が設置され、処置作業の終了したものから保管された。また、民俗資料等の洗浄に関しては、引き続き民博及び日博協のチームによる作業が続けられていた。

岩手県において救援委員会による活動が開始された直後の5月下旬、神奈川県の実鶴町立遠藤貝類博物館から連絡が入り、貝類の被災文化財について少しずつではあるが洗浄と一時保管を引き受けることができる、との申し出があった。陸前高田市との連絡調整の結果、9月以降、順次旧生出小学校から宅配便を利用して貝類標本を移送し、作業を実施している。これに対しては、救援委員会から協力要請の文書を発行した。

旧生出小学校は山間部にあり、また陸前高田市にはすでに宿泊施設がないため、救援委員会派遣の作業員は毎回、一関、花巻等内陸部のJR沿線の町から車輦に分乗して通うことになった。しかし、11月にはすでにかなりの寒さとなるので一連の

救援委員会による作業は11月中旬をもって終了し、冬季には積雪があるため、旧生出小学校は翌年1月から3月までの間、鍵をかけて閉鎖とし、作業は陸前高田市内の米崎中学校の理科教室を借りて陸前高田市の人員によって継続実施した。

⑤ 現用行政文書、図書館資料の応急処置作業

県教委が救出活動開始の時点で救出対象のリストを作ったかそうでなかったかの違いに起因すると考えられるが、岩手県においては、救出・応急処置の対象そのものが、宮城県とは内容的に異なる傾向があった。

救援委員会構成団体の一つである大学共同利用機関法人人間文化研究機構からは国立歴史民俗博物館（以下、歴博）、民博、国文研がそれぞれに特色あるレスキュー活動を展開したが、特に国文研の活動は、それが、救援委員会が岩手での正式な活動を始める遙かに以前の4月下旬から開始されたことと、釜石市役所の現用行政文書を対象としたものであったこととによって、救援委員会事務局としては、例えば要請される物資支援にその段階では応えにくいなど、若干難しい存在であった。

地域の人々の生活を記録し、「(やがては)歴史の証拠となる(内容を含む)行政文書もまた文化財」という考え方は、いわゆるすでに歴史的価値を持ったものこそを文化財と学びこれまで研究生活を送ってきた者にとっては、簡単には理解できない。同じ議論はやはり救援委員会構成団体の全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（以下、全史料協）の平成24年度担当であった京都府立総合資料館福島幸宏氏との間でも交わされた。同資料館の場合、前述のように所蔵する昭和21年度までの京都府行政文書15,407点が、平成14年5月に国の重要文化財に指定されている、という事実があり、「行政文書と文化財は地続き」という考え方があることを知った。結局、国文研は4月以来一年を通じて釜石市、5月からは大槌町役場、6月からは山田町と、3カ所の行政文書の救出と復旧・再生作業を実施している。この作業には、多くのボランティアの参加を得ており、いわゆる人員の派遣に関しては基本的に自前の予算で対応した。全史料協は救援委員会の活動として8月末から陸前高田市役所行政文書の救出を行い、神奈川県立公文書館へ同市の行政文書400冊を移送し、洗浄・修復の作業を行った。

ちなみに行政文書のレスキューに関しては、早い段階で文化庁美学課から関係方面に活動実施の意志を聞いているが、中央省庁としては対応しないとの姿勢が示されていた。しかし、内閣府が第3次補正予算で経費を調達し、所管の国立公文書館による被災市町村行政文書救出の作業が実施された。これについては、国文研、全史料協が密接に連携をとったようである。

図書館資料の処置作業には、国立国会図書館が力をふるった。同館は早い時期から岩手、宮城、福島各県立図書館との連絡を取り、独自の支援体制を作った。しかし、図書館の所蔵

資料というものを「文化財」の救出活動に乗せようという観念がなかったのか、宮城県でも救援委員会としては図書館資料を対象に動いたことがない。岩手県においては、岩手県立図書館が直接に国会図書館への協力依頼をしたため、こちらも救援委員会の活動には乗らないまま、5月以来野田村立図書館の水損資料保全のための作業を続けてきた。そして、救援委員会が文化庁の委託事業経費を使い構成団体専門家の派遣を実施するようになった8月以降、それまでに着手してきた野田村立図書館所蔵郷土資料を東京の国会図書館へ移送しての修復処置作業、岩手県博に搬入され処置作業が行われていた陸前高田市立図書館所蔵関係資料（県指定文化財吉田家文書を含む）、大槌町個人所蔵古文書類の安定化処置作業などをこの委託事業経費を使って実施した。

⑥ 自然史系資料の処置作業

陸前高田市博と同海と貝のミュージアムが所蔵していた自然史資料は、岩手県博が中心となって4月下旬以降に救出され、岩手県博と旧生出小学校に分散保管された。生物標本については岩手県博から全国の自然史系博物館のネットワークによってさらに各地へ移送し、洗浄作業と保管が図られた。鳥獣の剥製については、早くから現地へ入って救援活動を行ってきた富岡直人岡山理科大学准教授が、独自に救援委員会へ支援の要請を行ったので、救援委員会として旧生出小学校に設置する冷凍庫の購入を行うとともに、倉敷市立自然史博物館や山階鳥類研究所等の協力を得て復元作業を行うに当たって、搬送等の支援を行った。

神奈川真鶴町立遠藤貝類博物館は、先述の通り単独で貝類標本の洗浄作業を実施した。救援委員会構成団体である国立科学博物館は、ツチクジラ剥製標本をつくば市の同館倉庫へ移送し、洗浄・燻蒸処置を行った。

⑦ 応急処置における課題

津波によって水損した資料の応急処置について、大きな課題が残された。

津波は海水であると同時に、砂や泥、その他の様々な汚染物質を含んだ水で、それに浸かった後、1カ月以上を経て救出されたため、すでに資料自体がすでに相当弱っているし、カビの発育も始まっていた。このようなものに施す応急処置は、最終的には十分に清浄な状態であり、乾燥した状態になり、なおかつシワや膨らみを元の通りに整形し、変色・退色などが抑えられたものとなることを目指す。しかし、実際にはそこへたどり着く順序は大きく二つに分けられる。

1) クリーニングを優先の場合

紙資料の場合、最初に水に漬け、塩分濃度を測りながら

洗浄と水の取り替えを繰り返し、清浄になった段階で冷凍庫に入れて凍らせ、その後真空乾燥機で乾燥させる。

2) 取り扱う資料の量が膨大な場合

一度に大量の資料を救出した場合には、水洗を行っていたのでは劣化の進行が早く、資料の形態を維持できなくなる心配があるため、紙資料でもまず凍結させ、真空凍結乾燥機を用いて乾燥させ、劣化を止めるという選択肢を取る。木材や金属などを使用して作られている民俗資料においても、表面のクリーニング（水・エタノールを使った拭き取り、乾拭き）を行い、環境的に安定した場所へ保管して劣化が進行しないかを観察する。

前者の方法を採れば、乾燥処置が終われば資料はほぼ安全な状態となり、いわゆる文化財収蔵施設に他の文化財と一緒に入れても問題は起きないと考えられるが、この場合、水を使った洗浄に場所と設備と人員が必要となるため、資料の量があまり多くない、ということが前提となる。

一方後者は、緊急的にまず劣化を止めるという意味においては今回のような大規模震災で大量の被災文化財が出た場合には、採らざるを得ない方法であるが、乾燥が終わったあとにまだ大量の資料が汚染されたままになっている、という状態があり、これを前者と同等の状態に持っていくためには、しかるべき処置を行わなければならない、ということになる。木製の資料では完全に内部の塩分が抜けなければその塩がいつまでも空気中の水分を引き寄せる状態が存在し、それが再びカビの発生を招くという心配がある。特に博物館・美術館・資料館という収蔵・展示施設の資料である場合に、所有者へ返還された後に安心して他の収蔵品と同じスペースに置いておくことができるか、という事が大きな課題となる。

奈文研が担当して実施している大量の紙資料に対する真空凍結乾燥処置（宮城県、岩手県等各県の資料を含む）、石巻文化センターや陸前高田市博等から救出した大量の民俗資料の処置などについては、今後の課題とすべき問題が残されている。

⑧ 岩手県内における連携体制

岩手県での救援委員会による活動は、その多くが、すでに県内各団体の努力によって4月下旬以降にすでに救出されていたものに対する処置作業や保管体制の確立などに重点が置かれていたため、それぞれがどのように救出され、どういう経緯をもって救援委員会活動と連携していったかということを説明するために、むしろ宮城県よりも多くの文字数を使うことになった。これは、岩手県における初動段階での県内の連携があったということを物語るが、その後の展開について言えば、初めは県教委による全体把握という体制がなかったため、個別の案件として救援委員会へ持ち込まれた、というのが実態であった。

そういう事情のため、救援委員会活動についての情報が多いか少ないかで、救援委員会による専門家派遣や資材の供給の厚みが異なる、という結果が生まれた。

救援委員会事務局としては、6月には宮城県で「救援委員会以後」をにらんだ県内連携体制構築へ向けての話し合いをしていたが、救援委員会が県内各団体の連携による活動が行われた後に入った岩手、茨城、福島3県においては、同様のスタイルを推奨することはいささか押しつけがましいのではないかと、という思いを持っていた。

しかし、今後長期化すると予想される一時保管の状態を環境面で安定的なものとし、また課題となっている処置作業を継続的に実施するためには、県内の体制確立と持続可能な経費の獲得が必須の事項となる。これについては、文化庁が平成24年度から実施する被災ミュージアム再興事業の活用が期待できるが、岩手県としても申請と実際の予算配分については県全体の体制として取り組む必要が出てきたため、平成24年度に入った段階で、県教委を中心として自発的な連絡会議の設置に向けた準備が進められている。

2-1-3 茨城県

茨城県が文化庁に対して救援要請を出したのは、7月11日である。茨城県は県教育庁文化財課の後藤孝行、吹野富美夫両文化財保護主事が担当となった。救援委員会事務局からは早川泰弘東文研保存修復科学センター分析科学研究室長が茨城県の担当となった。

それまでの間、4月下旬の早い段階で文化庁美学課と東文研に対して、鹿島市文化財保護課から市内の龍蔵院で津波による被害を受けた曼荼羅をはじめとする絵画・文書類についての連絡が届いていた。経緯を聞くと、鹿島市としてははじめ茨城県立歴史館へ聞いたが、（指定管理者制度をとる同館としては対応できないので）「文化庁と東文研が救援活動をしているのでそちらへ聞くように、と答えた」ということであった。そこで東文研は、救援委員会の活動としてではなく、保存修復科学センターとして独自に対応することとして、5月2日に木川りか生物科学研究室長他が朝賀浩文化庁美学課文化財管理指導官と共に現地へ赴き、状態を調べ、応急処置を施して帰った。これに遅れて5月12日になって、茨城史料ネット、筑波大学等の専門家が県教育庁とともに同院での調査を実施し、応急処置を行っている。

④ 県内文化財関係団体・研究者による活動

茨城県では3月末に沿岸部の文化財資料における津波被害についての現地踏査が実施されたのを皮切りに、茨城大学、筑波大学の歴史研究者、文化財保存研究者を中心に、県教委との連携のもと、独自の活動を行っていた。そして7月2日に茨

城大学を中心として今回の震災で被災した文化財・歴史資料を救済、保全するための新しい枠組みによるボランティア組織「茨城県文化財・歴史資料救済・保全ネットワーク準備会」立ち上げのための「東日本大震災 茨城の文化財・歴史資料の救済・保全のための緊急集会」が開催され、この間に各団体が実施した活動についての報告がなされている。茨城県教育庁もこの緊急集会を後援した。7月11日付の文書をもって茨城県教育庁も文化庁への救援要請を出すのだが、すでに県内の活動がかなり行われている、というのが当時の私たちの印象であった。

② 救援委員会による4カ所の活動

7月21日、文化庁の朝賀・建石両調査官が茨城県庁に赴き情報を収集した。ここから、県教育庁が情報をとりまとめ、救援委員会への救援要請案件を固める作業が行われ、8月30日に、文化庁朝賀、救援委員会岡田、早川の3名が茨城県庁に赴き、具体的な活動計画についての打合せを行った。そこで示されたのは4カ所の案件であった。すでに県内各団体による活動が行われてきたとはいえ、特に南北に長い鹿島灘一帯にほとんど文化財の被災がない、ということは驚きであった。以下、4カ所の内容と救援委員会によるレスキュー活動について述べる。いずれの作業も、県内大学・資料館等を中心に、山梨県・埼玉県・東京都などの博物館・資料館等から、多くの人数が参加した。

1) 新治汲古館（筑西市）所蔵遺物

新治汲古館は昭和14年から18年かけて実施された「新治廃寺跡（国指定史跡）」「上野原瓦窯跡」「新治郡衙跡（国指定史跡）」の発掘調査で出土した資料を保管・展示するために建てられた倉を起源とする。昭和42年に現在の大谷石造り2階建ての施設となった。個人管理の展示資料館で、茨城県内だけでなく他県の考古資料も保管し、蔵品数は数千点にのぼる。今回の震災によって、屋根と天井の一部が崩落し、管理上の問題が発生した。

同館については救援委員会として以下の作業を実施した。結果、タバコ300箱、段ボール100箱分の資料を移動した。

・9月6日

新治汲古館及び搬送先候補である岩瀬西中学校、真壁伝承館（いずれも桜川市）についての事前調査実施。

・9月16日

レスキュー作業に先立ち、現状収納状況を写真撮影・台帳作成作業。

・10月10日、11日

レスキュー作業実施。岩瀬西中学校・真壁伝承館（と

もに桜川市）へ移送して保管。

2) 北茨城市平潟地区所在の土蔵・薬師如来堂

北茨城市平潟地区は、江戸時代、廻船の寄港地として栄えた港町で、旧家13棟の土蔵・石蔵があったが、3棟が津波で流失した。残った蔵のうち改修・撤去の日程が迫り、緊急に歴史資料の搬出・整理を実施する必要があるものが出てきた。8月末までに茨城大学、茨城史料ネットを中心に独自にレスキュー作業を展開してきたが、9月から救援委員会の文化財レスキュー事業の枠組みで活動を開始した。

・9月1日

B家土蔵から一時保管先として選定した華川公民館水沼分室（旧北茨城市立水沼小学校）へ搬送作業。

・9月15日

G家2棟から資料搬送作業。

・9月16日

O家、MT家土蔵からの資料搬送作業。

・9月17日

救出した歴史資料の整理作業。

3) 大洗町行政文書

大洗町の行政文書については、7月25日に茨城県教育庁から東文研へ問い合わせが入った。7月11日から15日までの間に、海水で被災した大洗文化センター関連行政文書をいったん常陸大宮市の燻蒸庫へ搬送し、そこで濡れたまま酸化プロピレン燻蒸処置を行ったが、燻蒸庫の処置と試料の取り扱いについてどうしたら良いか、という内容であった。これは、先に述べた7月22日付で救援委員会事務局から発出した「海水で濡れた資料を殺菌燻蒸することによる発がん性物質発生リスクについて」という情報に接し、その直前に燻蒸作業を行った大洗町として非常に驚きをもって問い合わせしてきたものである。

東文研からは燻蒸庫については換気扇を回すこと、資料の取り扱いは換気扇を回せる通風の良い環境下で保管すべきことを伝えた。資料タバコ30箱分はすでに大洗中央公民館に戻っており、ここで自然乾燥を行って様子を見ることになった。

・9月5日

救援委員会として大洗中央公民館（大洗文化センター）での状況を調査した。資料の被災状況と今後の管理、施設の状況、人員配置等についての聞き取りを行い、

ガスの残留状況について調べ、カビの繁殖状況を確認し、繁殖中と判断されるカビと燻蒸効果があったと思われる部分についてサンプリングを実施した。カビへの対応、今後の処置等についてアドバイスを行い、乾燥処置を優先して進めながら再燻蒸の時期を探る方向を確認した。

4) 鹿島市龍蔵院所蔵の水損絵画資料等

鹿島市龍蔵院では絵画 27 点、文書 260 点が水損被災した。先述の通り 4 月 22 日に鹿島市文化財保護課から対応について文化庁美学課・東文研へ問い合わせあり、救援委員会の文化財レスキュー事業に乗らない形での対応を行った。その後、9 月になり、ようやく直接の作業対象として対応することになった。この間、5 月下旬には県内専門家に依頼して鹿島市指定文化財の仏画 7 点の修理見積を取ったところ総額 650 万円という金額の提示があり、実施が困難な状態となっていた。救援委員会としては修理費用を負担することができないため、文化財レスキュー事業の枠組みで何ができるかについて模索していた。また、5 月に筑波大学の指導のもと実施された脱酸素封入が一定の効果を挙げていたが、その後 7 月下旬に指定品以外については開封されていた。

・11 月 28 日

龍蔵院所蔵の軸装絵画について、市指定でこれまで脱酸素封入されていた愛染明王図、両界曼荼羅図、不動明王図を中心に調査を実施した。国宝修理装潢師連盟に依頼して、今後の修理仕様を作成し、所有者へ提示することにした。

・1 月 12 日

軸装絵画（市指定 7 点、未指定 2 点）の被害について経過観察を行うと共に今後の方針について検討を行った。結果、再度の脱酸素封入は行わず、まず燻蒸を実施し、その後年度内にカビ払い処置を行うところまでを決定した。他の資料については乾燥がうまく行っているので特に問題はない、とされた。

・1 月 31 日

燻蒸作業終了。

・2 月 20 日、21 日

軸装絵画 9 点について燻蒸が終わったため、国宝修理装潢師連盟へ依頼して、カビ払い処置を行った。

③ 茨城県における今後の文化財レスキュー事業

茨城県においては、8 月末の打合せ以来、救援対象の件数は増えていない。今後、さらに家屋の改修・取り壊しが発生して緊急的に資料類の移動について救援要請が出される可能性は

あるが、一段落ついた、というところが実態であろう。龍蔵院所蔵の絵画類等については、修理については救援委員会として支援がし難い。市指定の文化財でもあり、費用負担等については市教委が中心になって考えて行くことになるが、技術的な問題についてはできる限りの支援を行うつもりである。

今後は茨城史料ネットの活動が中心になると思われるが、大学研究室を中核としたボランティア組織であり、文化財という制度的な要素を強く持つものの救済に関しては行政との連携を強める必要があるであろう。

2-1-4 福島県

福島県は、県庁舎にも大きな被害が出て、福島第一原子力発電所の事故も発生する中、県教育庁はその機能を一時県立図書館へ移すなど、極めて困難な状況が続いた。行政が被災文化財について十分な対応を取れない状況で、4 月以降、ふくしま歴史資料保存ネットワーク（以下、ふくしま史料ネット）が自主的に文化財資料救出の活動を開始していた。ふくしま史料ネットは、福島県史学会・福島大学・福島県博・福島県文化振興事業団が呼びかけ人となり、散逸の危機にある福島県内の歴史資料の保護を目的として、平成 22 年 10 月 27 日に発足したばかりの機関・個人有志による連携組織である。平成 23 年度は福島県全域に及ぶ活動網の構築と、県内に所在する公的施設・民間の歴史資料についての現状調査に着手しようとしていた矢先の震災であり、県内の歴史資料の保存状況の把握については不完全な情報をもとにしての活動開始であった。

ふくしま史料ネットの活動については、同史料ネット事務局本間宏氏の報告に詳しい。4 月 1 日から開始された活動によって、35 件についての調査と救出が行われている。県教育庁と文化庁との連携が取りにくい状況であったが、県教委としてレスキュー活動の相談窓口を史料ネットに依頼し、史料ネットが県外の歴史資料ネットワーク、新潟歴史資料救済ネットワーク、山形文化財防災ネットワーク、宮城歴史資料保全ネットワークからの協力・助言が大きな支えとなった、とされている。

この間、5 月 8 日にいわき市で行われた史料ネットのレスキュー活動に県教委と文化庁美学課が合流し、上記の状況についての共通認識が持たれている。

7 月 19 日、福島県庁で県教育庁、ふくしま史料ネットの各団体が参加する連絡会議（第 2 回）が開催された。文化庁がオブザーバー参加したのに同行し、救援委員会事務局から石崎事務局長と岡田副事務局長も参加した。そして、7 月 27 日付をもって県教育庁から文化庁に対して出された被災文化財の救援に関する依頼を受け、救援委員会活動が開始されることになった。県教育庁の担当は荒木隆文化財課文化財主査である。

この連絡会議で得た情報に拠れば、福島県においては、岩手・宮城のような大量の収蔵品を有する大型文化施設の被災は報

告されておらず、市町村立資料館で津波の被害にあったものはなく、警戒区域・計画的避難区域外の市町村立資料館では被害が少なく、文化財レスキュー事業の対象にはならない、ということであった。

① 須賀川埋蔵文化財収蔵庫の被害と救出活動

最初の段階で、福島県教育庁が救援委員会事務局に対して提示した案件は2つあった。

- 1) 須賀川市歴史民俗資料館収蔵庫（長沼地区北町所在）
- 2) 槇葉町資料館

このうち、槇葉町資料館は福島第一原発から20km圏内（警戒区域）にあり、救援委員会としてはまだ人員を派遣しようとする場合の放射能対策を練っていなかったこと、資料館の電気は供給されていて、特別収蔵庫と展示室に関しては機械空調が確保されていることであったので、暫時先送りの課題として、警戒区域外に所在する須賀川市の埋蔵文化財収蔵庫に重点を置いて、最初の活動を開始することになった。

須賀川市長沼地区北町所在の同市歴史民俗資料館埋蔵文化財収蔵庫は山間部に位置していたが、灌漑用ダム藤沼湖の堤防が地震によって決壊し、それによって発生した土石流が施設を直撃したというもので、すでに相当量の考古資料については歴史民俗資料館の駐車場に運ばれブルーシートをかけた状態で保管されていたが、半壊した建物内部にはまだ資料が残されており、また考古遺物が流出して周辺に散乱し、発掘の調査記録などの紙資料が水損の被害を受けたままになっていた。

この収蔵庫の救援活動の実施については、これを説明した7月26日の第2回救援委員会会合の席上、県外から救援委員会構成団体の職員を派遣する場合、周辺土壌の放射能汚染に関して線量が高くなっているならば同僚・部下を派遣し難いとの声があり、慎重に検討することになった。東文研は福島県における救援活動のうち、とくに保存修復科学センター佐野千絵保存科学研究室長を放射能関係の担当者に充てて対策を考えることにした。

その後、文化庁美学課及び県教育庁と連絡を取り合い、まず東文研、奈良文研の保存科学担当者が現地を調査し、収蔵庫及び周辺環境の放射線量を計測し、安全な作業手順を確認してからレスキュー活動を実施することとした。調査は8月28日に実施された。上記4機関の職員の他、須賀川市教委担当者、さらに放射化学を専門とする国際基督教大学（ICU）久保謙哉教授の参加を得た。調査の結果は以下の通りとなった：

- a) 3種類の検知器を持参して実施した観察によって、収蔵庫及びその周辺、さらに近接の資料館に関しては、土壌、

遺物のいずれについても概ね人体に影響のあるとされる数値より遙かに低い数値を検出するにとどまった。

- b) 一方所だけ、収蔵庫軒下の水が集まる箇所には若干の水溜まり状となった地面があり、そこでは最大値5マイクロシーベルトを観測した。

そして須賀川市教委を交えた協議の結果、今後の作業に関しては以下のように方向が定まった：

- a) 収蔵庫周辺の地表に散乱している考古遺物の収集と洗浄については、須賀川市教委が、県の緊急雇用対策費で雇用する4～5人程度の人数に市の職員3人程度を充てて実施する。
- b) 水溜まり状の部分については、いったんその部分の地表面部分だけをかき集め、一方所に管理して、一定期間ごとに放射能を測定することとし、救援委員会の助力によって観察を続ける。
- c) 収蔵庫内に残された発掘記録などの紙資料に関しては、移動し、保全を図りたい。この今回の調査によって、放射線量に問題がないことが確認できたので、奈良市場冷蔵の冷凍庫にも安心して入れさせてもらえることになった。

これを承けて、9月中旬に救援委員会による水損紙資料のレスキュー作業が実施された。

・9月14日

収蔵庫周辺の安全確認作業。東文研佐野室長、ICU久保教授によりアロカ電離箱式サーベイメータICS-331B（文化庁所有）、アロカGMサーベイメータTGS-146BおよびアロカCsI（TI）シンチレーションサーベイメータPDR-101（ICU手配の測定機器）を用いて、屋内～周辺環境の放射線計測を実施。表土を10cmほど掘り、別置きするよう前回協議した雨樋下部分は16cmほど掘られており、その部分の放射線量は大幅に低減したことを確認した。発掘を実施して掘り出された土器片等についても計測し、問題のない状態であることを確認した。水損紙資料について、作業手順、資材準備状況、さらに放射線量を調査し、問題がないことを再確認した。参加：県教育庁、須賀川市教委、文化庁美学課、東文研、国際基督教大学

・9月15日～17日

水損図面類のレスキュー作業。2日間の作業で、資料の入ったコンテナ52個を作り、17日朝トラックで奈良へ向け発送した。併せて収蔵庫から回収されてきた土器の洗浄

も行った。参加：県教育庁、須賀川市教委、福島県博、文化庁美学課、奈文研、他作業員

② 救援委員会専門会議の開催と警戒区域内の文化財救出について

このように、救援委員会としては須賀川市における案件一つについても試行錯誤のうちに準備と作業を実施した。実態としては、ふくしま史料ネットの活動もあってか、須賀川市以外には警戒区域外でのレスキューについて、県教育庁が要請してくることはない。一方檜葉町だけではなく、他の警戒区域内にも多くの市町村立の資料館や個人が所有する歴史資料があり、それらの救出に関して救援委員会はどのような考えを持っているのが相応しいか、ということを考えていた。

このことから、放射能の影響が及んでいると考えられる地域における救援活動について、救援委員会構成団体に所属する理化学専門家と専門家を派遣する立場のマネジメント担当者を対象に、実際に人を派遣する場合の“基準”について議論し、一定の方針を確認することを目的として11月7日に専門会議「文化財レスキューにおける放射能への対処について」を開催した（於東文研地下会議室）。各氏の報告：建石徹（文化庁）「須賀川レスキューの実際と福島県内の状況」、久保謙哉（ICU教授・日本中間子科学会運営委員）「福島第一原発による放射性物質汚損の特徴と今後の推移」、佐野千絵（東文研）「文化財レスキューにおける放射能への対処の考え方」の後、現段階における救援委員会事務局としての人員派遣について基本の考え方を示し、意見交換を行った。

救援委員会事務局としては、救援委員会構成団体の専門家に現場へ行ってもらっていることについて、労働安全衛生法及び労働安全衛生法施行令の規定に基づき労働者の放射線業務に関する管理区域や作業区域における線量の限度、被爆の限度などを定めた「電離放射線障害防止規則（電離則）」に拠った場合、任意団体としての救援委員会が派遣依頼を出す状況では、規則に定める定期的な健康診断等の責任を負えない、との立場から当面警戒区域内へは救援委員会活動として人員の派遣はできない、との考えを示した。また、区域外であっても（須賀川市の収蔵庫に実際にそういう場所があったように）作業範囲での線量計測を欠かさず行い、作業者の安全を確保しながら進める原則であることを示した。

この専門会議が開かれた頃までには京都の大文字焼きに使う薪に関する風評被害などが数多く見られた。科学的には当然論破できる内容であるとしても、例えば企業が冷蔵庫に資料を引き受けてくれる、というような場合、こちらとしては事前の計測に万全を期し、先方に迷惑がかからないようにすることは最も必要とされる準備である。

いずれの議論も、福島県の方々に対しては申し訳のない言葉

のやりとりになったが、現段階での考え方についてはご理解いただき、今後、警戒区域内からの文化財資料の持ち出しについては福島県及び市町村の公務員によって行うという方針が、福島県から出されている。

③ 福島県における今後の文化財レスキュー事業

福島県に対する文化財レスキュー事業としての活動は、須賀川市歴史民俗資料館収蔵庫の一件に留まっていたが、県教育庁としての計画では、上記警戒区域内の文化財資料の搬出、さらに今後増えると期待される警戒解除区域への立ち入り作業、あるいは相馬郡、南相馬市、広野町、いわき市などの津波被災地での作業が予定されている。救援委員会としてもできる限りこれに協力する予定である。

2-2 救援委員会事務局の活動

救援委員会事務局各担当の具体的な作業について述べる。

2-2-1 全体マネジメント（救援委員会事務局統括）

① 作業の内容

救援委員会事務局の任務は、救援対象となった各県教育委員会担当者との連携を図りつつ、救援委員会構成団体の事務局担当者との協力して、

- 1) 救援委員会構成団体による救援活動に関する計画立案
- 2) 各団体の人員派遣にかかる手配
- 3) 文化財資料の一時保管に関する準備と預り証の発行
- 4) 構成団体以外の団体・専門家に対する協力依頼

などの作業を行うことである。

4月28日、救援委員会事務局は救援委員会構成団体に向けて、以下の内容の連絡を行った：

1) 救援作業についての認識

救援委員会に参加している団体によっては、以前から現地文化財所有者と独自のネットワークを持ち、救援委員会の調整を待たずにすでに行動を起こしている、あるいは行動を起こすことが可能な場合もある。このため、救援委員会事務局としては今回の救援活動の様態を次の2種類に分けて認識するものとする。

- a) 参加団体がそれぞれのネットワークとの連携によって独自に展開・実施しているもの。
- b) 救援委員会が現地本部との連携によって実施する作業のレスキュー隊へ専門家を派遣するもの。

2) 事業実施に向けてのお願い

上記2つの認識に基づき、次の2点について願います。

- a) 救援活動に必要な物資の調達については、上記参加形式のいずれを問わず、救援委員会事務局ができるだけ対応する。その際、別紙要項の通り経費の執行をするので、理解、協力をお願いしたい。
- b) 今回の活動を正確に記録し、将来に役立てるため、日々の記録を取る。これについては、上記参加形式のいずれを問わず、すべての現場において別紙フォーマットでの記録を欠かさずお取りいただきたい。

3) 救援活動参加専門家のエントリー

連休が明けた頃を目途に、救援委員会と現地本部の連携によってレスキュー隊を構成し、活動を進めて行きたいと考えている。以下のような要件で各団体においてレスキューに参加することのできる人材について救援委員会事務局に登録していただき、今後展開する現場における文化財の内容と数量等に応じ、救援委員会から各団体へ派遣をお願いしていく形式をとる。

- a) 専門家の氏名・年齢・性別
- b) 所属機関
- c) 専門
- d) 過去のレスキュー経験
- e) 参加できる期間
- f) レスキュー参加時に携帯する身分証明書用の写真
(電子データ、4×3cm)

救援委員会自体が、文化庁の参加要請を受け入れた団体の連合体であり、またそれとは別に独自の意志に基づいて実施しているものを救援委員会活動と位置づけることにしたものもあるため、当然ながら救援委員会事務局（或いは文化庁）による指揮監督というような強い権限を持ったものとはならない。従って救援委員会事務局は全体の調整役、というのが私たちの自覚するところであった。

② 専門家派遣

救援活動への専門家派遣は、救援委員会構成団体がそれぞれ独自の資金を調達して派遣しなければ行けなかった7月31日までと、文化庁の委託事業経費を救援委員会が受けて専門家を派遣することが可能になった8月1日以降とに分けることができる。

1) 7月31日まで

この段階で救援委員会が実際の活動を行ったのは宮城県と岩手県に限定されていた。各構成団体の活動についてはすでに述べたが、何と云っても経費的な問題が活動を制約した。すなわち、宮城県・岩手県へ人員を派遣するための旅費・宿泊費を負担できるかどうか、という問題であった。

このうち、全美、人間文化研究機構所属の各施設、国立科学博物館、及び国立文化財機構の各施設が自己資金による活動を展開した。当然東文研も、自己資金によって救援委員会事務局関係及びレスキュー作業への人員派遣の全てを賄った。

日博協は、早い段階で加盟各博物館から約130名の学芸員・専門家のエントリーを行ったが、県立博物館においても職員の派遣旅費の確保が難しく、費用は負担しないが公休を取ってボランティア参加することを妨げない、という対応が精一杯のところがあった。それでも、7月になってから宮城県、岩手県における埋蔵文化財収蔵庫のレスキューや民俗資料の洗浄作業などに対して、日本博物館協会事務局の守井典子氏の尽力があって5～6人、多いときには7～8人の人員が確保され、奈文研や民博等のチームとの合同による作業への参加が実現した。

これに対して、当初から派遣経費に困難があった幾つかの団体、特に学会系の組織については、なかなか派遣が実現できないという状況があった。

2) 8月1日以降

6月になって、文化庁美学課においても派遣経費の捻出についての検討が行われるようになり、結局、企画競争方式による公募で救援委員会が委託事業「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）」を受けることになり、8月1日から救援委員会による専門家派遣の一切をこの資金から実施することになった。契約は2期に分かれ（本事業については後述）、救援活動に対する指導・助言の名目において専門家派遣を行った。期間を通じて救援委員会構成団体所属の専門家延べ348名の派遣を実施した。

実施にあたっては、国立文化財機構の旅費規程を適用し、事業旅費執行のためのマニュアルを作成して（資料5、6）各構成団体担当者へ連絡し、交通費実費のほか宿泊費（日額11,000円）・日当（日額2,000円）を定額支給した。執行マニュアルに示した派遣手続きの概要は以下のような内容である：

- a) 旅行者（または旅行代表者）は出張計画（旅行者、日程及び用務）を決め、メール等により救援委員会事務局へ申出て事前の了解を得る。
- b) 救援委員会事務局から派遣依頼書の送付を受けて、所属団体の長等の同意書、旅行することの伺い（旅行依頼伺）及び出張日程表を救援委員会事務局へ提出し、承認（決裁）を得る。
- c) 旅行開始後に行程を変更する場合は、変更当日までに救援委員会事務局へ電話またはメールで連絡し、了解を得る。休日の場合は、了解は後日で可。
- d) 旅行終了後は、旅行の概要を説明する書類（出張復命書等）を終了日から2週間以内に担当へ提出する。
- e) 救援委員会事務局担当が旅行についての確認（決裁）を取り次第、届け出された銀行口座宛てにお支払いを行う（精算払い）。
- f) 現地の交通事情等によりレンタカー・自家用車をやむを得ず使用することを認める。

ここでは、専門家はあくまでも救援委員会と各人の所属長との合意のもとで派遣されることとし、万一の事故の場合はそれぞれの所属組織における労務災害保障が適用されるようにした。しかし、8月以降は学会所属の個人経営の専門家の参加も実現するようになり、岩手県陸前高田市博の美術作品応急処置作業では、東京藝術大学の文化財保存油画修復研究室を中心とした東京藝術大学出身者というまとまりによる参加も実現し、個人の立場で参加する人が増えた。このような場合には任意のボランティア保険に加入してもらうことを前提として受け付けた。

また、レンタカー・自家用車を使用する場合については以下の細則を設けた。

- a) レンタカー等を使用する場合、日当は半額のみ支給する。（日当の半額は交通雑費（現地最寄り駅からのバス代等）に相当するため。）
- b) 一台のレンタカー等を複数人で利用した場合も、各人の日当は半額のみ支給する。
- c) レンタカーを使用する場合、実費相当額を旅費として支給する。このため i) 申込書（控） ii) 領収書を保管し、iii) 必要理由・経路・運行距離・運転者・同乗者名等を記入した運転記録（様式任意）を作成のうえ、復命書の提出に合わせて提出すること。この取扱いは、使用者を代表する1名のみとする。
- d) 自家用車を使用する場合、旅費計算にあたっては出発地から目的地の最寄り駅等までの間について鉄道

等の公共交通機関を使用したものとして計算する。同乗者については、この相当額は支給しない。

- e) 自家用車を使用する場合、旅費として現地におけるガソリン代相当額を10キロメートルにつき151円に換算して支給する（端数切捨）。このためレンタカーに準じて運転記録を作成のうえ、復命書の提出に合わせて提出すること。

③ 災害派遣等従事車輛証明

被災各県においては、高速道路の使用に関して被災者の他に災害派遣等に従事する車輛について高速料金を免除する措置がとられた。救援委員会による活動においても、県外から自家用車（博物館等の公用車）を運転して現地に入る場合、奈文研や東文研が宮城県現地本部に提供貸与した車輛を使用する機会があった。また、宮城県での活動においては民博が頻りに現地入りするにあたり仙台空港にレンタカーを常駐する体制を取り、また救援委員会の契約によって宮城歴史資料保全ネットワークにレンタカーを貸与したケースもあった。これらが高速道路を利用して活動を行うために、宮城県、岩手県については県庁において「災害派遣等従事車輛証明」発行の手続きを取り、携帯させた。

④ 所有者の立ち会いと仮預り証発行

文化財は、公的な博物館・美術館・資料館も個人も、全て所有者が存在している。このため、文化財レスキュー事業においても、所有者の立ち会いがない状態で実施されることはない。今回の文化財レスキュー事業においては、各県で県教委が主体となり、市町村の教育委員会との連携のもと、所有者への連絡を行って活動を実施した。

所有者にとって大切な事は、作業において文化財がどのように扱われるか、どのような場所に移送されどのような状態で管理されるか、ということである。移送先に関する情報は事前に所有者に示され、その後の応急処置や保管の方法についても説明がなされる。もちろん、非常に状態が悪く救出の緊急性が高い場合には、一定の処置が行われた後に改めて所有者に対する説明を行い、その後の方向について同意を得るという場合もある。

救援委員会の文化財レスキュー事業によって文化財資料の移動が発生する。救援委員会は県教委と連名の仮預り証を作成する（資料7）。ここで「仮」と称するのは、これがあくまでも緊急避難における臨時的なものだからである。仮預り証は正副2枚を作成し、正本を所有者の手に残し、カーボンによる写しの副本は救援委員会が預かる。宮城県では仙台市博における現地本部設置の時期には現地本部がそのファイルを保管した。しかし、常駐体制解除と共に県教育庁が保管を担当することに

なった。宮城県では、最初の石巻文化センターにおける美術作品救出作業に伴い、移送先を宮城県美術館とし、石巻市教育委員会宛に発行したのが最初になった。

岩手県で救援委員会が仮預り証を発行したのは7月の陸前高田市博美術作品救出が最初となった。岩手県では現地本部を設置しなかったため、県教委が副本を預かる方式を取った。陸前高田市博美術作品については、9月末日をもって処置作業が完了し作品の全てが岩手県美に移送され、その後県美への寄託という措置が取られたので、仮預かりの状態は解消された。この他、宮古市、陸前高田市などから散発的にレスキューの要請が出され、盛岡などへの移動が生じた場合に、同様の措置を執った。

福島県須賀川市の歴史民俗資料館収蔵庫から救出した水損紙資料や、茨城県で県教委、関係各市町村、茨城史料ネット、所有者の連携のもとに作業が進められ移動が発生した資料類については、救援委員会としては預り証の発行をしていない。

救援委員会設置要項は、その設置期間を平成23年4月1日から平成24年3月31日までとしていた。このため、預り証の期間も本来は最長で平成24年3月31日までを想定したものであったが、4月1日に設置要項が更新され、さらに平成25年3月31日までが文化財レスキュー事業の実施期間となったため、預かりの期間は基本的に延期となり、随時そのための確認作業を行っている。

2-2-2 会計管理

今回の救援委員会による文化財レスキュー事業の経費は、各種の財源がどれをとっても特別に大きな金額というわけではないため、それらを複合的に利用せざるを得ない状況があった。

執行にあたって、4月28日に救援委員会事務局から救援委員会構成団体へ向けて以下の原則を示した。

1) 資金の管理

救援委員会の活動に要する経費は、文化財保護・芸術研究助成財団から救援委員会へ助成金という形式によって提供され、独立行政法人国立文化財機構本部会計によって管理・執行される。

2) 資金の使用内容

資金は、原資に限られていることから、当面物件費のみに使用することとする。

3) 執行と検収：

執行は現地本部の要請、救援委員会事務局の判断により、機構財務課によって執行する。現地本部担当者が検収を行う。

4) 執行の方法

執行の方法は、随意契約の範囲（物品購入160万円未満、

役務100万円未満）において、事前に業者に見積書を提出させ、あるいは雑役務依頼の手続きをとるか、現地派遣時に現地で支払いが発生する可能性がある場合は事前に立替払い伺い（資料9）を救援委員会事務局に提出するものとする。

5) 事前の書類手続き

以上は救援委員会による救援活動に参加するすべての団体、専門家に適用されるが、いずれも現地本部あるいは救援委員会事務局との事前の連絡と必要書類の提出が条件となる。

6) 精算払い

物品購入、役務のいずれについても、現地本部への事前の連絡がなく、事後に精算払いを行うことは認めていない。

ここに示された原則のうち、とくに「随意契約の範囲」については現在独立行政法人国立文化財機構の会計処置において適用されているものを当てはめているが、燻蒸などの役務作業において100万円を超える金額となる場合には入札の過程を経るため、その公示期間を必要とするなど、実際の緊急の現場に立つ参加団体からは「この緊急時」の会計処置のあり方として改善の方法はないのか、という意見が呈されることもあった。

懸案となっていたレスキューへの人員派遣に係る経費の問題は、8月以降文化庁の委託事業として国立文化財機構会計を通して事業経費が救援委員会へ降りることとなり、以後、継続実施される宮城を含め、他県における活動のうち、専門家の派遣旅費についてはこの資金を使えるようになった。

これらの資金を、円滑に支出・決済するのが会計管理担当の役割である。もちろん、出費に関する手配は救援委員会事務局統括と活動支援班が決定する物資調達・役務契約に基づくものであり、特に6月から11月までの半年間に実施された数多くの作業と人員派遣に関して、会計事務を担当した。

また、文化財保護・芸術研究助成財団からの助成金の場合は救援委員会からの助成申請、文化庁からの委託事業経費の場合は企画競争という方法に拠ったため、いずれもそのための必要書類を揃え、さらに決算を伴った完了報告書の作成についても担当した。

2-2-3 物資調達及び役務契約

活動支援班の重要な作業は物資の調達及び運送・燻蒸作業など業者に委託して実施する役務行為についての契約・手配を行うことである。

物資の調達としては、

1) 新規に購入する場合

- 2) 救援委員会構成団体或いは協力団体に依頼して現在保有の資料の中から提供を求める場合

がある。また、調達及び役務契約を実施する順序としては、

- 1) 計画的に進行する作業の場合には、作業手順に応じて必要となる物資を事前に調達し、現地本部、一時保管場所等に納品しておく場合
- 2) 応急処置等を実施中の現地から、緊急要請が上がりそれに応じる場合

がある。作業計画に運送や燻蒸などの役務作業がある場合は、事前に業者に見積書を提出させ、先述のように金額によっては所定の合い見積もり、或いは入札の手順を経る。この作業は限られた財源を使うものであり、緊急の事態に対処するための出費について、各方面の情報を収集し、注意深く進める必要がある。また、連絡系統を統一しないと重複した買い物をする危険もある。当然ながら、文化財保存の専門家だけでは整理しきれない作業内容があり、会計管理担当との連携が大切になる。

〔各県考古学系機関からの物資支援〕

先述のように、救援委員会には文化庁美学課を通じて4月の早い段階で(株)内田洋行から段ボール箱6,000個の寄贈があり、これを活用していたが、考古資料や民俗資料のような重いもの、津波による水損資料には紙製の箱では必ずしも適さない場合があった。特に今回の震災では、被災各県の埋蔵文化財取蔵庫も多大な被害を受けていたこともあり、各県の考古学系機関から発掘資料の運搬・収蔵に使う樹脂製のテンパコが大量に寄贈された。その内訳は以下の通りである：

- 1) 奈良県立橿原考古研究所が取りまとめた同研究所及び県内教育委員会提供分：橿原考古研究所約500箱、奈良県桜井市教委100箱、同田原本町310箱、同橿原市教委20箱、同大和郡山市53箱
- 2) 山形県教委(埋蔵文化財センター)提供分：6,306箱
- 3) 千葉県教育振興財団：482箱

2-2-4 日報管理

レスキュー作業、被災県教育委員会との会合等について、救援委員会として派遣した全ての人員の活動状況を記録するため、毎日の活動を報告する「日報」の提出を義務づけた。当初は、現場からの帰宅途中にメールで提出する者も多く、書式が徹底せず、膨大な量の記録を日報担当者が改めて入力するなど、手間も多かったが、派遣者も次第に決められたフォーマットによる提出ができるようになってきた。また整理作業を通じ

てフォーマットの改善が図られた(資料10)。

同一の作業において複数の人員から報告が提出される場合があり、必ずしも数値が作業日数を正確に示すものではないが、それでも平成23年4月から24年3月までの約1年間で延べ656日分の作業記録が残された。これによって、救援委員会による文化財レスキュー事業の全貌を振りかえることができる。また、救援委員会構成団体に対して活動の現状を知らせ、情報の共有を図るため、6月以降、ほぼ半月に1回のペースでPDF化した日報データを救援委員会メーリングリストによって電子メールで各団体へ送付した。さらに、12月に発足した宮城県被災文化財等保全連絡会議からの要望に応じて、同連絡会議構成団体が日報を閲覧できる措置として、宮城県を対象とした作業分だけをPDFにしたものを同連絡会議へ送付するようにした。

日報の管理に関しては、PDF送付時に以下の注意を喚起している：

- 1) 基本的に届いた報告内容をそのまま掲載する。明らかな誤記等は確認した上で修正する場合もあるが、記述のない項目等を記録班で補足することは行わない。より良い情報共有を進めるため、追加や修正、その他ご意見等がある場合は記録班へ連絡する。
- 2) 関係者の活用を期待するが、備考欄や今後の予定など、外部に出すことが適切でない内容もあるので、日報は各団体内部での活用にとどめ、取り扱いには十分をしてもらいたい。

2-2-5 情報分析

情報分析に関しては、被災文化財の保存処置と保管に関する内容に関しては、幾つかの重要な作業を行った。すなわち、津波(潮水)による水損資料に関して、

- 1) 水損後の取り扱いと洗浄及び乾燥方法
- 2) 発生したカビの同定と作業時における対処方法
- 3) カビが発生したものに対する燻蒸に関する注意

など、いずれも重要な課題について情報を収集し、保存科学的見地から整理し、その内容を救援委員会構成団体及び被災各県の(文化財レスキュー事業の対象県であるか否かに拘わらず)教育委員会等に対して発信した。以下にその概要を示す。

- 1) 情報共有研究会の開催
「被災文化財救済の初期対応の選択肢を広げる—生物劣化を極力抑え、かつ後の修復に備えるために—」5月10日(於東文研地下セミナー室)

被災した文化財のレスキューでは、想定される様々なケースについての応急処置に関する具体的なマニュアルの整備が急務となるが、今回のような大規模な津波による被害については、水損文化財の場合、水濡れ、塩による被害は当然のこととして、その後のカビなど微生物による生物劣化をできるだけ抑えることが必要となる。また、将来的により良い修復につなげていくには現地調達できる材料や施設を利用した対応を考えることも重要である。

今回の震災では、想定外の津波による文化財への被害が大量に発生したため、これらを集約したものが存在していなかった。このため、現在救援活動を実施している関係者やスマトラ沖地震の際に現地での救援活動に関わった専門家が採用した方法、ヨーロッパで洪水時の被災文化財の救援方法として採用されたスクウェルチ法などについて報告を聞き、さらに民俗資料・日本画・油画・漆工品・写真など多分野の専門家からの意見を頂戴し、広範なジャンルについて情報共有を図ることを目的として、研究会を開催した。参加者数は合計 161 名にのぼった。研究会の詳細は東文研ホームページ「被災文化財等救援委員会事務局からのご案内」に掲載されている。6 月 17 日には、その研究会で紹介された文化財資料の種類ごとの初期対応に関する基本的な考え方と研究会終了後に得た情報を加え、6 月 10 日付でダイジェストとしてまとめたものをアップしている。

2) 情報提供

「被災文化財について殺菌燻蒸、およびその後のクリーニングを実施する場合の注意点」 6 月 29 日（情報分析班として発出）

救援委員会による文化財レスキュー事業だけでなく、各自治体・博物館等においても、独自にカビに対する殺菌燻蒸が進められようとしていたが、緊急時の作業として、不正確な判断による文化財に対する二次的被害や作業者の健康被害が心配されたため、文化財燻蒸における薬剤の選択、殺菌燻蒸実施後の作業の仕方、作業時に装着すべき防塵マスク等についての注意喚起を行った（資料 15）。

3) 重要連絡

「海水で濡れた資料を殺菌燻蒸することによる発がん性物質発生リスクについて」 7 月 22 日（救援委員会石崎武志事務局長名で発出）

6 月 29 日に殺菌燻蒸作業を実施するにあたっての注意喚起を行ったが、その後、全美によって陸前高田市博美術作品の救出作業が実施され、前回の石巻文化センター美術作品救出時の轍を踏まないよう、殺菌燻蒸実施

に向けて準備をしていたところ、海水で浸水した資料（主に海の塩の成分として塩化ナトリウムを含む）については、とくに濡れたまま燻蒸を行うと、原理的には、塩分に含まれる塩素と殺菌燻蒸剤の酸化エチレンまたは酸化プロピレンが反応し、クロロヒドリンのような人体毒性が強い物質（発がん性物質であることがはっきりしている物質、あるいは発がん性や生殖細胞変異原性が疑われる物質）の発生が懸念されたため、情報分析班で検討した結果、盛岡での殺菌燻蒸実施を一時延期とし、被災県教育委員会文化財課、関連団体に対して、緊急の連絡を行った（資料 16）。

4) 重要連絡

「海水で濡れた資料を殺菌燻蒸することによる発がん性物質等発生リスクの調査結果について」 8 月 26 日（石崎武志救援委員会事務局長名で発出）

上記連絡に示した殺菌燻蒸による影響に関する調査結果は 8 月上旬に出たので、安全を確認した上で 8 月 9 日から 16 日までの日程で、盛岡市での陸前高田市博美術作品に対する燻蒸作業が実施された。先に連絡を送った被災県教育委員会文化財課、関連団体に対しても、その調査結果を送付した（資料 17）。

5) 重要連絡

「被災文化財等一時保管施設的环境管理について（今後のカビ防止の観点から）」 12 月 12 日（情報分析班として発出）

秋から冬の時期にかけては、気温が低く、また太平洋側では比較的湿度も低い季節になるため、カビが大発生するという事態にはなりにくくなっているが、春になり再び気温や湿度が上昇してきた場合、現在の保管内容や保管環境によっては、一気にカビが発生する事態が考えられる。できる限り今後のカビの再発を防ぐためにはどのようなことに気をつけたらよいか、通気性に対する注意、換気・清掃・遮光・断熱など、保管上の留意点を整理した内容を発信した（資料 18）。

6) 重要連絡

「被災文化財における人体への健康被害の可能性のあるカビの取扱い、および予防に関する注意点」 3 月 19 日（情報分析班として発出）（資料 19）

赤沼英男岩手県博上席専門学芸員（文化財科学）から東文研保存修復科学センター生物科学研究室に対して作業中に見られる黒色を呈するカビについて、質問が寄せられた。現地へ出向き調査を行ったところ、黒色系カビのスタキボトリス属菌の発生を確認した。

スタキボトリス属菌はセルロース系の有機物を好む湿性のカビであり、古文書などの紙や藁（わら）製品など

で見つかった。その菌体（主に孢子）を吸入することで、肺出血を引き起こす疑いがあることが報告されていて、一般的に感染性はないとされているものの、孢子や菌体に含まれるカビの毒素を吸入することで健康被害を及ぼす可能性が指摘されているため、

- a) この黒カビが認められる被災文化財の扱いには特に注意が必要であること
- b) また、燻蒸などの殺菌処置を行ったからといってカビ毒が分解されているとは限らないので、燻蒸後のカビ払いなどの作業でも十分な注意が必要であること

を「被災文化財にカビが発生している場合の注意点」「殺菌燻蒸を実施する場合の注意点」として整理し、被災各県教委及び救援委員会構成団体へ連絡した。なお、スタキボトリス属菌を想定した文化財資料の取扱いについては、NPO 法人カビ相談センター代表の高鳥浩介博士、及び千葉大学真菌医学研究センターの亀井克彦博士の助言を得た。

これらの保存処置に関する充実した情報分析に比べ、自然史系博物館のネットワーク、民俗学や考古学系の学会の活動、などといった被災文化財救援活動全体に対する総合的な情報収集と分析という面が足りなかったことが反省点として挙げられる。

2-2-6 広報

今回の文化財レスキュー事業は、広く義援金・寄付金を呼びかけそれを主たる財源として実施しようとするものであるため、広報活動は当然重要な要素と位置づけられるべきであった。しかしながら文化財のレスキュー活動については、そもそも所有者が被災しているため、防犯面で十分な注意を払う必要があり、その問題が解決するまではマスコミに対しても活動そのものを完全に公開することができない例が多数あった。

① ホームページ開設

4月下旬には東文研ホームページ（http://www.tobunken.go.jp/index_j.html）に「被災文化財等救援委員会事務局からのご案内」を開設した。上記の事情により、文化財レスキュー事業の進行状況そのものについては必ずしも逐次的な広報ができていたとは言えないが、重要な事項に関しては随時以下のように情報を提供している。

（平成 23 年度）

・ 5 月 17 日

被災文化財レスキュー事業 情報共有研究会 被災文化財救済の初期対応の選択肢を広げる一生物劣化を極力抑え、かつ後の修復に備えるために —（5 月 10 日開催）

<http://www.tobunken.go.jp/~hozon/rescue/rescue20110510.html>

・ 7 月 6 日

【情報提供】被災文化財について殺菌燻蒸、およびその後のクリーニングを実施する場合の注意点（PDF）

<http://www.tobunken.go.jp/japanese/rescue/110706.pdf>

・ 8 月 29 日

【重要】海水で濡れた資料を殺菌燻蒸することによる発がん性物質等発生リスクの調査結果について（PDF）

<http://www.tobunken.go.jp/japanese/rescue/110829.pdf>

・ 12 月 26 日

被災文化財等一時保管施設の環境管理について（今後のカビ防止の観点から）（PDF）

<http://www.tobunken.go.jp/japanese/rescue/111212.pdf>

・ 3 月 19 日

【重要】被災文化財における人体への健康被害の可能性のあるカビの取扱い、および予防に関する注意点（PDF）

<http://www.tobunken.go.jp/japanese/rescue/20120319.pdf>

（平成 24 年度）

・ 4 月 24 日

【関連情報】津波等で被災した文書等の救済法としてのスクウェルチ・ドライイング法の検討（保存科学 51 号報告）（PDF）

<http://www.tobunken.go.jp/japanese/rescue/20120424-1.pdf>

・ 4 月 24 日

【関連情報】水・塩分で被災した資料の殺菌燻蒸の注意点：資料中の水分・塩分による副生成物の生成量の調査結果について（保存科学 51 号報告）（PDF）

<http://www.tobunken.go.jp/japanese/rescue/20120424-2.pdf>

② ニュースレター発行

救援委員会構成団体に対しては、メーリングリストを通じて、電子メールによる「救援委員会ニュースレター」を発行して情報の共有化を図った。これは、逐次提出される作業日報等を参照しつつ、①先週までの動き、②今週以降の予定、③その他の連絡を掲載するもので、早川泰弘東文研保存修復科学センター分析科学研究室長が担当となり、4 月 25 日に第 1 号を発行後、平成 23 年の年末までは毎週、年明け以降は隔週で発行し、3 月末までに 34 号を数えた。

③ 取材対応、作業風景等関連画像の使用許可について

宮城県石巻文化センターでの作業を最初として開始された文化財レスキュー事業は、4月20日の瓦礫撤去作業開始、同27日の全美による美術作品救出作業開始と進み、同日報道解禁で資料を文化庁記者クラブに投げ込み、28日に初めてテレビ・新聞の報道関係者の現場取材を受け入れた。しかし、作業の都合上文化センター内部への立ち入りと作品を直接に撮影することを禁止した。これは、当時文化センターの壁面が崩壊し、毎日大きなボードを立てかけ紐で縛って離れるという防犯上の問題があったことと、悲惨な状態の作品を世間の目に曝すのが忍びないという石巻市教育委員会が意向を反映したものであった。

陸前高田市博の美術作品救出は7月12日から14日までの日程で、これを盛岡市内の旧県立衛生研究所へ搬入し作業を実施した。この時、マスコミへの対応については以下のような原則を立てた。

- 1) (7月12日～14日) 陸前高田、盛岡での作業については、積極的に広報はしないが、すでに知っているマスコミについては、いちおう事前に知らせる。
- 2) その際、県教委、陸前高田市教委に対して、各社とも i) 社名、責任者名、ii) 取材の目的と報道の予定を事前に申告させる。
- 3) 放送や新聞の掲載は、作業完了後にしてもらう。
- 4) 旧県立衛生研究所については、場所の特定ができないような取材、報道の方法を講じるように(理由を説明して)求める。
- 5) 作品の破損・汚損の状態が詳細に分かるような画像・映像の紹介は避けてもらう。
- 6) インタビューを受けるのは、県教委・陸前高田市教委の担当者、全美の現場責任者、救援委員会の派遣者(東文研)のいずれかとして、その他のメンバーへのインタビューは受け付けない。
- 7) 旧県立衛生研究所搬入以後、約2ヶ月間と予定されている処置作業についての取材は、上記2)・4)・5)・6)を基本とする。この間の取材についての許諾は、基本的には陸前高田市教委、県教委、全美が承認すれば出すものとする。救援委員会事務局は、取材の要請が救援委員会事務局へなされた場合にはこの基本に従って3者に連絡をとって調整する。3者に個別に要請がなされた場合にも救援委員会事務局へ連絡してもらえれば、同様の対応をする。3者のうちいずれか1者が拒否と考える場合には取材に応じない。

この2カ所の取材対応は、いささか特殊なものであるが、

個別のテレビ局、新聞社において6月後半から7月頃にかけて宮城県関係の文化財レスキュー事業を集中的に取材したいとの申し出があり、これについても所有者、地元市町村教委、県教委等との連絡を取りながら慎重に対応した。救援委員会事務局としては積極的に報道を活用することをしなかったため、文化財レスキュー事業を広く世間に知らせて寄付金を募るという点では効果が上がらなかった。

マスコミへの対応以外に、救援委員会参加団体が個別にその活動を自身の刊行物に紹介する場合、現地で撮影した画像の掲載許可については以下のような原則を立てた。

- 1) 掲載したい画像について救援委員会事務局を窓口として問い合わせる。
- 2) 救援委員会事務局が当該所有者に画像を提示して許諾を求める。
- 3) 紹介記事については所有者へ寄贈させる。

この作業には専ら電子メールを利用した。

④ シンポジウムの開催

7月以降、救援委員会構成団体がそれぞれの活動地域や専門内容に拠って関係者を募り、公開シンポジウム等を開催して自らの活動を紹介し、さらに情報の収集、発信に努めていた。

この頃から文化庁美学課も救援委員会活動を紹介するための中間報告及びシンポジウムの開催を救援委員会事務局に求めたのに対して、救援委員会事務局は宮城県における現地本部常駐体制解除から県内連絡協議会への活動主体移行作業、岩手県における陸前高田市博を中心とした大量被災文化財に対する連続的な応急処置作業、新たに始められる茨城県・福島県での文化財レスキュー事業の調整等作業、8月以降の文化庁委託事業経費による大量の人員派遣作業を優先したかった。また、東文研は救援委員会事務局としての各現場への職員派遣もあって、限られた人員でシンポジウムを企画・開催することには消極的であった。結局、救援委員会事務局としてのシンポジウム開催は実現せず、文化庁・独立行政法人国立文化財機構の主催、救援委員会の協力による公開シンポジウム「文化財レスキュー事業の今後を考える～東日本大震災から1年を経過して～」が、3月24日に文部科学省東館3階講堂で開催された。

2-2-7 事務室作業

救援委員会事務局事務室を東文研1階の一室に設置し、事務補佐員を配置して救援委員会活動における事務作業を処置した。補佐員には、国立文化財機構本部経費による雇用:週5日1名(実際は3日と2日の2名)、8月以降の文化庁委託事業経費による雇用:週5日2名を充てた。主な作業内容は以下の

通り。

- 1) 救援委員会事務局としての東文研職員の現地派遣手続き
- 2) 日博協などが取りまとめた救援委員会構成団体からの現地派遣専門家の旅行にかかる事務手続き
- 3) 物品購入及び業者委託（役務）に関する伝票の取りまとめと会計担当への連絡
- 4) 救援委員会事務局からの各種連絡の発信
- 5) 救援委員会構成団体及び外部専門家からの連絡に関するエック
- 6) 仮預り証写しの管理
- 7) 各種会議の資料準備と記録

特に文化庁委託事業経費による派遣は8月から2月までの7ヶ月間に延べ348人の専門家派遣が実施され、各団体からの参加者が決定した段階で救援委員会からの所属長及び本人宛派遣依頼書作成と送付、旅行伺い書の作成、復命書の受理と会計処置、立替払い等が発生した場合の精算処置、新規派遣者のIDカード作成など、作業量が増大した。

2-3 経費

2-3-1 義援金・寄付金

文化庁長官の呼びかけによる義援金・寄付金は、文化庁自身による所管法人への働きかけやマスコミへの告知など、広範囲な「お願い」も功を奏して着々と集められた。

一方、窓口になった文化財保護・芸術研究助成財団でも、独自に団体・企業・個人からの募金を行った。5年間にわたり、同財団に対する文化財の復興修理のための資金提供プロジェクトを展開している企業もある。また、「東日本大震災で被災した文化財の復旧支援活動」を目的として同財団とワールド・モニュメント財団（World Monuments Fund/ 米国ニューヨーク）と連携して平成23年11月から開始された「東日本大震災被災文化財復旧支援事業（Save Our Culture" 心を救う、文化で救う"）」（SOC）は、国際的な支援体制を構築するものとしても重要で、被災地域主導での復旧活動を広く国内外に支援を訴え、実施するキャンペーンである。多数の企業や財団がパートナーとなっており、文化庁もこの活動に協力している。

文化財保護・芸術研究助成財団はこれらの複合的資金を統合し、それを救援委員会が担当する「緊急避難」のための活動に助成すると共に、平成24年度以降は文化財レスキュー事業の対象はもとより文化財全般にわたる「修理」活動に充てることにしている。この結果として、文化庁・同財団の呼びかけによる募金、SOCの出資分等を合計すると、同財団の報告にあるように3月16日の時点で、2億5千200万円という資金が集まった。

2-3-2 文化財レスキュー事業に対する助成金

文化財保護・芸術研究助成から救援委員会に対して助成という形をとって提供された資金は、1期について1,000万円という単位で、使用状況を見ながら随時更新の形を取り、結局第1期（4月27日～7月31日）、第2期（8月1日～10月31日）、第3期（11月1日～12月31日）、第4期（1月1日～3月31日）の4期合計4,000万円の助成を受けた。

文化庁や同財団としては、人員の派遣費用をこれから出してはいけないという縛りは本来ない、という考え方であったが、4月に救援活動が開始された段階では、救援委員会事務局は参加各団体に対して、当面は可能な限り自己資金を調達して専門家を派遣してもらいたいこと、そして財団からの助成金については物資購入と作業委託の経費にのみ充てるので、ここからは人員の派遣費用は出さないとする原則を示した。そのため、この4,000万円はすべて物資購入と燻蒸や清掃、運搬等の作業委託での支出となった。

2-3-3 構成各団体の負担

救援委員会を構成する各団体の負担の詳細については現在のところ不明である。石巻文化センター及び陸前高田市博における美術作品救出に全力を振るった全美を筆頭に、人間文化研究機構の3機関、国立文化財機構の4博物館・2研究所、独立行政法人の国立科学博物館と国立美術館、日博協に加盟する幾つかの博物館、文化財保存修復学会、国立国会図書館等、ほとんどの団体が特に7月までの期間、それぞれの経費をやり繰りして現地への人員派遣を行った。また、梱包資材や調湿剤などが緊急に必要な場合は現物を所有している機関から提供してもらうこともしばしばあった。

ただし、それが機関独自の資金であれ、あるいは機構全体の理事長裁量経費のようなものであれ、いずれもそれぞれの機関の性質を色濃く出したものとなる。例えば東文研にしても、基本的には研究経費しかない組織であるから、研究テーマを今回の震災に対応するものとして調整し、その研究プロジェクトに予算を集中させてその上で出費するという方法を取らざるを得ない。もちろん、現今の予算執行には厳しい監督の目があり、実質としての研究テーマに対する成果を上げることが求められる。某機関においては、研究的な要素を今後の活動に盛り込みたいと救援活動の現場で正直に打ち明けた結果、この状況で研究対象とするのか、という反発を受けてしまったということがあって仄聞している。いずれの組織も決して潤沢に資金を持っているわけではない。そのやり繰りのために、かなりの苦心を必要としたことも忘れてはならない。

2-3-4 文化庁委託業務経費

待望された文化庁からの経費負担については、当初から文化庁美学課が言っていた平成23年度の補正予算では、文化財レスキュー事業へ回す経費が付かなかった。しかし、ようやく委託事業「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）」経費としての工面ができ、企画競争として救援委員会がこれに応募し、ついに8月1日からの使用が実現した。

これによって、東文研を含む全ての救援委員会構成団体からの派遣者、その他協力団体・個人からの派遣者について、一切の現地旅費の負担が実現した。またその事務処置のための事務補佐員2名の雇用も可能になった。契約は2期に分かれ（第1期：8月～10月、1,700万円；第2期11月～3月、1,200万円）、合計2,900万円の資金を得て救援活動に対する指導・助言の名目において専門家派遣を行った。期間を通じて、合計36の現場に対して救援委員会構成団体所属の専門家延べ348名の派遣を実施した。

この2,900万円は8月以降の派遣費用である。4月から7月までの費用についての各団体からの持ち出し分についての具体的な積算はないが、文化財保護・芸術研究助成財団からの助成金4,000万円をこれに合わせれば、おそらく1億円を超える資金が使われたと考えられる。

2-3-5 その他

文化財保護・芸術研究助成財団の報告にもあるように、多くの個人・団体からの寄付が集まった。国立文化財機構においても募金活動を展開し、そこから文化財保護・芸術研究助成財団への寄付を行った。しかし、諸般の都合により直接には文化財保護・芸術研究助成財団への寄付ができなかったことがあり、それについては国立文化財機構への助成という形をとったケースや、また東文研に対する寄付とした資金もあった。前者としては一般財団法人本願寺文化興隆財団から機構に対して100万円の助成があり、これは宮城県内における寺社関連の仏像・神像のレスキュー活動に充当した。後者としては有限会社カイカイキキから東京文化財研究所へ300万円の寄付があり、東文研として主に美術作品の応急処置作業に充てた。

2-4 “救援委員会活動収束”へ向けての検討

文化財レスキュー事業はその要項に、実施期間を平成23年4月1日から同24年3月31日と定めていた。もちろん、実際の作業量としてそれを超える期間が必要となる場合もあり、これは暫定的な設定であったことは間違いないが、当初は阪神淡路大震災における救援活動が実施された100日間が一つの目安になったことも確かである。

だが、宮城県一県から始まった活動は、たちまち今回の文化

財被害がそのような分量ではないことを私たちの前に示すものとなった。何と言っても大きな課題となったのは、現地の被災状況を考えた場合、緊急避難が終わったとしてもそれがこの期間中に所有者の手元に戻るとは全く考えられない、ということである。

このため、私たちは担当として与えられた期間内に何を為すべきか、ということを考えて。

- 1) 救援要請に伴って出されたリストに従い、緊急避難を完了する。
- 2) 長期保管に向けた保管場所の確保と救済した文化財資料に対する応急処置の完了を目指す。
- 3) “救援委員会活動収束後”における長期保管を安定したものとするため、各県を単位とした県内における相互連携の体制を早期に作るよう促す。

以上がその要点となった。この目標を掲げつつ、実際の作業を進行し、速度を上げることを目指した。

その第1段階となったのが宮城県における「7月末、現地本部常駐体制の解除」であった。もちろん、この段階で宮城県内でもまだリストの8割程度が応急処置の段階へ進んだところで、7月26日に開催する第2回の救援委員会全体会合へ向けての国立文化財機構内部での打合せ（6月）においても「急ぎ過ぎではないか」との意見が挙がったが、私たちはむしろそれによって作業をより一層進捗させることを目指した。

次の段階は12月12日に開催する第3回全体会合へ向けての準備会合で、11月11日に東文研・東博・奈文研の他、人間文化研究機構・日博協・全美等の主だった救援委員会構成団体、各県教委担当者、文化庁美学課の参加を仰ぎ実施した。救援委員会事務局から各県の今後の活動についてと3月31日までの考え方を示した。理論的にはその間にいかに残された案件を完了するか、ということであるが、大量の水損資料を真空凍結乾燥法によって処置している奈文研などから「到底終わるはずがない」との意見が出された。また福島第一原発の影響によって文化財レスキュー事業がほとんど手つかずになっている福島県からも、次年度への継続を求める意見が出された。ここでの救援委員会事務局の課題は、

- 1) 文化財レスキュー事業を2年目に継続実施した場合の経費の捻出をどうするか。
- 2) 東文研が2年目も救援委員会事務局を担当するのか。

ということであった。

経費面の問題は、義援金・寄付金の集まりが現実にはほぼ頭打ちとなって、義援金・寄付金の呼びかけにおいて「緊急避難」

「修理」と立てた2項目のうち、残された修理へ資金を充当するため、救援委員会活動への多額の助成金を期待することができない状況があり、また8月以来文化庁委託事業として実施した救援委員会による被災地への専門家派遣の経費が次年度には期待できないため、再び救援委員会構成団体に対してそれぞれの資金からの出費を依頼せざるを得ないと予想される、ということである。

このような状況で文化庁美学課として2年目の事業継続を有りと考えているのか。文化庁美学課としてはこの段階で、通常予算であるミュージアム活性化事業に各県から申請させて各県に資金を持たせ、また震災復興事業として新規に立ち上げる予定の予算も活用して、文化財レスキュー事業を継続したいと考えていた。

一方、東文研としては、文化財の保存修復に資する基礎的・応用的研究機関としての自己の能力を発揮し、長期化する一時保管のための環境改善や、おそらく毎年梅雨時から夏にかけて発生するカビの問題に対処することや、救出した文化財を地域の復興に役立てるための方法を考えることなどに専念したい、という願望は強くあった。そして独立行政法人の研究機関としては中期目標・中期計画に沿った本来研究業務にも力を入れなければならないので、仮に救援委員会活動が続いたとしても救援委員会事務局の事務作業を他へ譲りたいという希望があった。

12月12日の第3回全体会合においても、結局準備会合のほとんど繰り返しの議論が行われたが、経費面での不確定要素を残しつつ、文化財レスキュー事業の2年目継続実施が決定された。救援委員会事務局担当に関する東文研の考え方や希望は基本的には各団体代表者の理解が得られたものの、具体的な新体制については3月までに考える、ということになった。

すでに冬になり、東北各県での活動はほとんどが休止状態となり、また救援委員会構成団体もまた年度末に向けてそれぞれ年度内の事業を総括する時期となり、救援委員会の活動は一気に次年度へ向けてという状態になっていった。最終的には、3月19日に第4回の救援委員会全体会合が開催され、救援委員会事務局については東文研単独チームとせず、東文研・東博の連合により文化庁との協調を強めつつ事業を実施していく、という方針を構成団体に対して示し、了承された。

2-5 救援委員会会合開催（第1回～第4回）

2-5-1 第1回会合

救援委員会第1回全体会合は平成23年4月15日（金）に東文研地下会議室で開催された。その内容についてはすでに詳細に述べた（19頁）。

2-5-2 第2回会合

平成23年7月26日（火）、東文研地下会議室において、第2回目の会合が開催された。

この会議については、当初6月中旬の開催を目指していた。これは、活動開始2カ月の時期にもあたり、救援委員会事務局としては宮城県からの救援要請リストにある対象文化財に関する作業について7月中旬を一定の目途として作業に区切りをつけるべく参加者の配置を急ごうという考え、そのことについての確認を行うことを第一の目的としていたからである。このため、会合開催の日程について文化庁美学課及び国立文化財機構内の本部・東博・奈文研の担当者に対して事前の相談を行った。しかし、当時は救援委員会事務局の意図が必ずしも機構内部にもスムーズに伝わっていなかったため、そこで使った「宮城県で7月中旬を目途とした活動の収束を考えるとすれば、この日程がぎりぎりと考え」の文言について、「収束とは何か」の反応が起き、そのことへの説明を個々に行う必要が生じた。結果的には、すでに述べたように、特に7月上旬頃の現地本部・宮城県内各団体・県外から参集した専門家たちによる驚異的とも言える集中作業によって、7月下旬での現地本部常駐体制解除に至り、それを目前にした7月26日の会議開催にこぎ着けた。この会議には、宮城県教育庁の担当、小谷竜介技術主査を招いた。

会議は以下の内容で進められた：

- 1) 宮城県では現状救援要請リストの8割方が応急処置の段階まで進んでおり、7月までのような数カ所に合計20人～30人というような緊急的な出勤の状態ではなくなっていることと、県内連絡協議会設立への準備が始まっており、今後は現地本部の人員常駐体制を取らなくても作業を継続する目途が立ったことが報告された。
- 2) 岩手県では陸前高田市博物館からの全美を主力とした美術作品救出作業が終わり、盛岡市内での燻蒸・応急処置作業に移ろうとしていることが報告された。
- 3) この日までに茨城県からの救援要請が文化庁に対して出され、間もなく福島県からの要請が出されるが、とくに福島県については放射能に関する慎重な対応が求められ、十分な対策を取っていくことが確認された。

2-5-3 第3回会合

平成23年12月12日（月）、東文研地下会議室において、第3回目の会合が開催された。

この会議は、第2回会合同じく、文化財レスキュー事業の経過報告と残されたレスキュー作業についての展望を示すと共に、11月7日に実施した放射能への対応に関する専門会議

と今後のカビ防止の観点から一時保管施設の環境管理についての報告が行われたが、さらに今回は救援委員会の活動をいつまで続けるのかという意味で「事業の今後について」というテーマでの議論がなされた。

まず、救援委員会事務局からは今後の課題として、特に長期にわたると予測される保管についての分析を示した。すなわち：

- 1) 「実施要項」に平成 24 年 3 月 31 日までと定めた文化財レスキュー事業の実施期間内に、ほとんどすべての文化財は所有者の手に戻らないと予測される。
- 2) 陸前高田市博物館、石巻文化センターなどの大型博物館施設においては、博物館の再興に 5 年程度の時間を要すると考えれば、現在各地に分散保管されている文化財についての保管環境等の問題を考慮していかなければならない。

とし、まず平成 24 年 3 月までにできることは、

- 1) 安定的な保存環境を作るために、今のうちに必要な資材を買いそろえ、保管を引き受けてくれている各機関へ送る。
- 2) 資料の物質的な安定性を確保するための応急処置を実施する。

ことであり、そして新年度 4 月以降の体制をつくるために、

- 1) 他の被災県においては宮城県で実現したような、県内の連携体制を早期に構築し、相互の協力によって問題の解決を図るようにしていく。
- 2) 特に文化財研究所、国立博物館は、その能力を以て個別に発生する問題に対応できるよう、体制を固める必要がある。

というものであった。

前述の通り、この全体会合に向けて、11 月 11 日（金）に準備会議を開催し、議論を行ったことであるが、救援委員会事務局としては、事業というものを運営する上で欠くことのできない経費の問題が新年度 4 月以降は明らかに不透明であり、この問題をクリアにしなければ事業の継続は覚束なく、そのような状況で引き続き救援委員会事務局を担当することは困難である、との意志も表明した。しかし、とりわけ事業の主催者である文化庁が経費の問題を確約できない中で、救援活動そのものを終わりとすることができないのも明らかな見通しであり、準備会議でも明確な方針が出ないまま本会合となり、結局事業の 4 月以降の継続実施だけが決まるということになった。

本会合の席上、先述のように東文研としては本来の文化財研究所としての環境保存やカビ対策などの研究的職能を発揮する立場に回りたい、また本来業務全般への圧迫も大きい、事業が次年度へ継続実施された場合には別の救援委員会事務局体制が構築されることを強く要望した。このため次回会合でその案を提示することになった。

2-5-4 第 4 回会合

平成 24 年 3 月 19 日（月）、東文研地下会議室において、第 4 回目の会合が開催された。

会議の議題は前回までと同じで、まず救援委員会事務局による活動報告があり、次いで被災各県教委からの活動と今後の予定に関する報告がなされた。

宮城県では、救援リストのうち 46 件が応急処置を終了して一時保管体制に入り、その環境保全と残りの案件については今後の復興計画に基づく事業化について考えていく予定であること、すでに津波被災地からの救援要請が出なくなったものの、これまで様子を見てきた内陸部から、そろそろ救援活動をお願いしたいがどうでしょう、という声が上がりがつあること、などが報告された。

岩手県では散発的に出てきた案件はあるものの、平成 24 年度は陸前高田市の文化財資料の保管に関する作業が中心になることが報告された。

福島県では警戒区域内 4 町 5 資料館からの文化財資料救出の計画と合わせて県内連絡会議の設置についての見通しが示された。同時に今後、警戒区域解除が始まる方向であることが報告され、今後の救援委員会の活動への期待が表明された。

茨城県においては、津波被害以外の収蔵庫の転倒が確認されている他、今後民家からの文化財救出案件が出てくる可能性があるが、茨城大学を中心とした資料ネットの活動が先行し、それについて県・救援委員会への要請が出てくることが考えられる、との見通しが示された。

この後、救援委員会事務局から平成 24 年度に向けての救援委員会事務局新体制の考え方が示された。その骨子は以下の通りである。

—平成 24 年度救援委員会事務局の体制—

- 1) 新年度の救援委員会事務局は、東文研と東博が連携し、事務室を引き続き東文研に置いて運営していくこととする。
- 2) 新たに副委員長を設ける：委員長は亀井伸雄東文研所長の続投。副委員長には島谷弘幸東博副館長を充てる。
- 3) 救援委員会事務局長を 2 人体制にする：東文研担当は岡田健保存修復科学センター副センター長、東博担当は伊藤嘉章学芸研究部長を充てる。

4) その下に統括チーム他を設置して実務を行う。

東文研としては、震災後2年目となる平成24年度の活動については、単なる1年目からの継続ではなく、2年目としての意味を明確にし、救援委員会活動を如何にして終結させるかという目標の明確化が必要であると考えた。同時に、1年目に関しては文化財研究所職員としての本来の専門性を度外視して、各人を現場のバックアップ、マネジメントなどの作業に就かせていたが、今後長期化すると予想される救出した文化財等の保管の状態について、どのように専門的能力を発揮し、その改善や維持の方法を提示していくか、ということも考えなければならなかった。また、人びとの様々な思いを込めて救出した文化財資料が、今後それぞれの地域においてどのように継承されていくのか、そのことの意味と方法についても、考えていく役割を担っていくものと考えた。

これらを考慮したとき、2年目においては東文研が単独で救援委員会事務局を担当し、引き続きマネジメントだけに専念するのは上策ではないとの判断から、国立文化財機構、特に隣り合わせに位置する東京国立博物館の力を1年目以上に借りることが必要であるということになった。また1年目においては、作業を効率よく実行するために救援委員会事務局の判断によって多くの作業を実施してきたが、若干文化庁美学課との意志の疎通に欠けた部分があった。2年目以降の各県における文化財復興の道筋をともに考える上でも、また次の震災発生時の新たな体制構築のための議論を始めるためにも、文化庁美学課職員の救援委員会事務局への直接参加を求めた。東博、文化庁美学課がこれに応じ、新たな体制で救援委員会事務局を構成することになった。

3. おわりに

以上、救援委員会事務局担当としてこの一年の活動を振り返った。

文化財レスキュー事業は、各県ごとの状況によって内容に違いはあるものの、被災した文化財資料を救出し、洗浄や補強などの応急処置を施し、臨時の保管場所に搬入する、という作業を行ったという点では、1年間を通してすでに相当の成果を挙げた、ということができる。しかし、本報告の冒頭にも述べたように、もしも私たちがその数量を成果として誇るだけでは、文化財レスキューを担うべき「文化財の専門家」として参加した活動に対する正しい評価とならないことは明らかである。

今回の活動は、いろいろな問題点の存在を私たちの前に示している。その具体的な状況はここに縷々述べた通りであるが、大きく分ければ、以下の二つを挙げることができる。

- 1) 震災非常時における救援体制構築のための制度的問題点
- 2) 多様な被災状況に対応して文化財を救出・処置・保管するための技術的準備の不足

制度の問題においてそれを問題として一番強く浮かび上がらせるのは、やはり経費の問題であろう。「文化財」が、国が「文化財保護法」を根拠としてその保護を謳う「制度」であるにもかかわらず、どうして文化財レスキュー事業は文化庁の直営とならず、これほどまでにボランティアな活動になるのだろうか。

現場を委ねられた私たちは、現行制度の枠組みの中で、試行錯誤を繰り返しながら、活動を進めている。不十分な体制の中でもこれだけの成果を挙げたのは、浄財を提供して下さった夥しい数の個人の方々や団体、直接救援活動に参加した専門家の熱意と、個々が持っている文化財保護に対する基本の理念という支えがあったからだと思う。これらがなかったら、様々な困難を乗り越えることはできなかった。

文化財レスキュー事業は平成25年3月31日まで延長されることが決まっている。震災復興の全てがまだその途上である中、私たちは「文化財の専門家」としてその一翼を担い、残された作業を実施する。同時に、「次への備え」として、さらに詳しく、多角的に今回の震災と文化財との関係を分析し、上記二つの問題に取り組んで行かなければならないと考えている。